

平成21年第2回定例会（10月）

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録（第8号）

広島県後期高齢者医療広域連合議会

平成21年第2回定例会（10月）

平成21年第2回広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録目次

第1日（10月19日）

出席議員	1
欠席議員	1
説明員	1
議事補助員	2
議事日程	2
会議に付した事件	3
開会・開議宣告(午後1時35分)	3
広域連合長の議会招集あいさつ	3
日程第1 仮議席の指定について	4
日程第2 議長の選挙について	5
諸般の報告	6
追加議事日程	6
日程第1 議席の指定について	6
会議録署名者の指名	6
日程第2 会期の決定について	6
日程第3 副議長の選挙について	7
日程第4 議案第9号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について	8
日程第5 議案第10号 専決処分の承認について（広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について）	8
日程第6 議案第11号 専決処分の承認について（平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第4号））	12
日程第7 議案第12号 専決処分の承認について（平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第6号））	13
日程第8 議案第13号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について）	16
日程第9 議案第14号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）	18
日程第10 議案第15号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について）	22
日程第11 議案第16号 専決処分の承認について（平成21年度広島県後期高齢	

	者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号））	23
日程第12	議案第17号 専決処分の承認について（広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の変更について）	25
日程第13	議案第18号 専決処分の承認について（平成21年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号））	26
	休憩（午後2時54分）	28
	再開（午後3時 5分）	28
日程第14	議案第19号 平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定	28
日程第15	議案第20号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について	44
日程第16	議案第21号 平成21年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第1号）	45
日程第17	議案第22号 平成21年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）	46
日程第18	一般質問（3番馬庭議員）	48
	（4番中森議員）	51
	（13番木村議員）	54
	（21番前田議員）	57
	（28番小林議員）	58
日程第19	請願第 1号 「高齢者の命と健康を守るため、受療権を支える保険証の交付を求める請願」	62
	議了宣告	63
	広域連合長の閉会あいさつ	64
	閉会宣告（午後5時29分）	64
	会議録署名	65

平成21年第2回定例会

広島県後期高齢者医療広域連合議会会議録 第8号

平成21年10月19日（月曜日）国保会館6階会議室Ⅰ

出席議員

1番	土井	哲男
2番	山田	春男
3番	馬庭	恭子
4番	中森	辰一
5番	竹川	和登
6番	森本	茂樹
7番	小坂	智徳
8番	高下	正則
10番	小川	眞和
11番	浜本	洋児
12番	末宗	龍司
13番	木村	春雄
14番	竹内	光義
15番	細川	雅子
17番	登	宏太郎
18番	青原	敏治
19番	住岡	淳一
20番	中村	勤
21番	前田	勝男
22番	馬上	勝登
23番	中	雅洋
24番	中本	正廣
25番	伊藤	久幸
26番	辰田	真司
28番	小林	貢

欠席議員

9番	松谷	成人
16番	杉井	弘文
27番	小川	信晃

説明員

広域連合長	伊藤	吉和
副広域連合長	藏田	義雄
代表監査委員	高見	貞四郎
広域連合事務局長	奥	和彦
会計管理者兼会計課長	北林	光昭
総務課長	田中	祥孝

業務課長 田中 宏典
総務課企画財政係長 平山 勝秀
議事補助員
議会事務局長 藤永 隆司
議会事務局次長 堤本 浩二
書記 飛松 勝彦

議事日程（第１号）

（平成２１年１０月１９日 午後１時３５分開議）

日程第１ 仮議席の指定について

日程第２ 議長の選挙について

追加議事日程

日程第１ 議席の指定について

日程第２ 会期の決定について

日程第３ 副議長の選挙について

日程第４ 議案第 ９号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について

日程第５ 議案第 １０号 専決処分の承認について（広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について）

日程第６ 議案第 １１号 専決処分の承認について（平成２０年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第４号））

日程第７ 議案第 １２号 専決処分の承認について（平成２０年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第６号））

日程第８ 議案第 １３号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について）

日程第９ 議案第 １４号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）

日程第 １０ 議案第 １５号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について）

日程第 １１ 議案第 １６号 専決処分の承認について（平成２１年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号））

日程第 １２ 議案第 １７号 専決処分の承認について（広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の変更につ

		いて)
日程第 1 3	議案第 1 8 号	専決処分の承認について（平成 2 1 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号））
日程第 1 4	議案第 1 9 号	平成 2 0 年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定
日程第 1 5	議案第 2 0 号	広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について
日程第 1 6	議案第 2 1 号	平成 2 1 年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第 1 号）
日程第 1 7	議案第 2 2 号	平成 2 1 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 1 8	一般質問	
日程第 1 9	請願第 1 号	「高齢者の命と健康を守るため、受療権を支える保険証の交付を求める請願」

会議に付した事件

議事日程のとおり

午後 1 時 3 5 分 開 会

○広域連合議会事務局長（藤永隆司） 本日の定例会は、議長、副議長が空席となっておりますので、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第 1 0 7 条の規定により、年長の議員が臨時に議長の職務を行うこととなっております。

出席議員中、広島市の土井議員が年長ですので、土井議員に臨時議長として議事進行を行っていただきます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（土井哲男議員） ただいまご紹介いただきました土井でございます。地方自治法第 1 0 7 条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員 2 5 名であります。

地方自治法第 1 1 3 条により定足数に達しておりますので、ただ今から、平成 2 1 年第 2 回広域連合議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

会議の開会に際しまして広域連合長のあいさつがあります。

広域連合長。

◎伊藤連合長（伊藤吉和） 失礼いたします。平成 2 1 年第 2 回広域連合議会定例会の開会に当たりまして、ご挨拶を申し上げます。

本日、本定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様におかれましては、ご多用のところご出席をいただき、厚くお礼を申し上げます。

昨年４月に後期高齢者医療制度が施行されてから今日に至るまで、制度内容の周知不足など様々な問題が発生いたしましたが、国による制度の見直しや各市町及び広域連合による制度の広報、被保険者への説明等が行われたことなどにより、制度は定着しつつあるものと、認識しております。

しかしながら、８月３０日に執行された衆議院議員総選挙の結果、政権与党となった、民主党のマニフェストでは、「後期高齢者医療制度は廃止」とされておりまして、最終的には医療保険の一元化が掲げられており、今後、この方向で議論が進んでいくものと考えられるわけです。

しかし、広域連合としましては、国の動向を見守りつつ、相当先のことになりそうでございますが、新制度が創設されるまでの間は、現行制度の着実な運営に努めていく所存でございます。

この定例会に提出いたしております議案は、平成２０年度歳入歳出決算認定、補正予算等重要案件でございます。

これらの案件につきましては、後程ご説明申し上げますが、何とぞ慎重にご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げまして、私の開会の挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○臨時議長（土井哲男議員） 本日の議事日程は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

この日程によって議事を進めて参りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（土井哲男議員） ご異議ないものと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△日程第１「仮議席の指定について」

○臨時議長（土井哲男議員） 日程第１「仮議席の指定について」を議題とします。

「仮議席」は、ただいまご着席の議席です。

この際、ご報告いたします。一身上の都合により広島市の土井哲男議員から６月１６日付け、橋本昭彦議員、安達千代美議員及び中森辰一議員から６月１２日付け、呉市の小泉曙臣議員及び山本良二議員から６月１９日付け、尾道市の井上文伸議員から６月３日付け、福山市の蔵本久議員から６月３０日付け、坂町の幸野輝彦議員から６月９日付けで辞職願が提出されており、閉会中につき、それぞれ６月１６日付け、６月１５日付け、６月１９日付け、６月１１日付け、６月３０日付け、６月９日付け

で許可しておりますことをご報告いたします。

△日程第２ 「議長の選挙について」

○臨時議長（土井哲男議員） 日程第２ これより「議長の選挙について」を議題とします。

お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（土井哲男議員） ご異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

どなたか推薦をお願いします。

◆１１番（浜本洋児議員） 議長１１番。

○臨時議長（土井哲男議員） 浜本議員。

◆１１番（浜本洋児議員） 浜本でございます。本議会の議長に土井議員を指名推選いたします。

○臨時議長（土井哲男議員） お諮りします。

ただいま１１番浜本議員が指名しました、私、土井哲男を議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○臨時議長（土井哲男議員） ご異議なしと認めます。よって、私、土井哲男が議長に当選をいたしました。

○議長（土井哲男） それでは、一言ごあいさつをさせていただきます。

引き続き広域連合議会の議長に推挙いただき、誠に身に余る光栄でありますとともに、身の引き締まる思いでございます。

今後とも議員各位のご支援とご協力を賜りながら、広島県後期高齢者医療広域連合

の円滑な議会運営を心がけたいと思っておりますので、よろしくどうぞお願いいたします。

この際、申し上げます。

理事者側の説明員として、伊藤広域連合長、藏田副広域連合長、高見代表監査委員、奥広域連合事務局長、北林会計管理者兼会計課長、田中総務課長、田中業務課長、総務課企画財政係平山係長を呼んでおりますことをご報告申し上げます。

次に、議場配布いたしました「例月出納検査」結果について、監査委員から議長あての報告書の提出がありましたのでご報告いたします

本日の議事日程は、お手元にお配りしている追加議事日程（第1号の追加1）でございます。この追加議事日程により議事を進めて参りたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議なしと認めて、この日程で進めさせていただきます。

△日程第1 「議席の指定について」

○議長（土井哲男） それでは、日程第1「議席の指定について」ですが、議席は、会議規則第4条第1項により議長が指定いたします。

議席は、現在着席されている席であります。

また、本日の「会議録署名議員」として11番浜本議員、20番中村議員を指名いたします。

△ 日程第2 「会期の決定について」

○議長（土井哲男） それでは、日程第2「会期の決定について」を議題とします。お諮りします。

本定例会の会期を本日1日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議なしと認めます。よって会期を本日1日間と決定いたします。

△日程第３ 「副議長の選挙について」

○議長（土井哲男） 次に、日程第３「副議長の選挙について」を議題とします。
お諮りします。

選挙の方法につきましては、地方自治法第１１８条第２項の規定によって指名推選にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議なしと認めます。選挙の方法は、指名推選で行うことに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名は、議長において行いたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議なしと認めます。議長が指名することに決定いたしました。

それでは、副議長に１０番小川議員を指名します。

お諮りします。

１０番小川議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議なしと認めます。よって１０番小川議員が副議長に選任されました。

ただいま副議長に当選されました小川議員が議場におられますので、当選の告知をします。それでは、小川議員を紹介します。

１０番小川議員。

○副議長（小川眞和） 失礼いたします。

副議長に選任いただきました小川眞和でございます。

微力ではございますが議長の補佐役として、議会の円滑な運営に寄与できますよう努力をして参りますので、なにとぞご指導のほどよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

△日程第４ 「議案第９号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」

○議長（土井哲男） 次に日程第４「議案第９号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」を議題とします。

地方自治法第１１７条の規定により、森本茂樹議員の退席を求めます。

（森本茂樹議員退席）

本件の説明を求めます。

広域連合長。

◎伊藤連合長（伊藤吉和） ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

「議案第９号 広島県後期高齢者医療広域連合監査委員の選任について」でございます。

本案は、山本良二氏の監査委員の辞職に伴いまして、現在、空席となっております議員選出の監査委員の選任について、ご同意をお願いするものでございます。

議案資料の履歴書にございますように、森本茂樹氏は、知識、経験ともに豊かな方であることから、広域連合監査委員として適任と存じます。

何とぞご同意を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（土井哲男） 本件は、事後の議事手続きを省略して直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議なしと認めます。本件を採決いたします。

本件を同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ご異議がないと認めます。よって、本件は同意されました。

退席中の森本茂樹議員の入場を許可いたします。

（森本茂樹議員入場）

△日程第５ 「議案第１０号 専決処分の承認について（広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合同規約の変更について）」

○議長（土井哲男） 次に日程第５「議案第１０号 専決処分の承認について（広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） 広域連合事務局長でございます。

ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

議案第１０号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び組合規約の変更について」の専決処分の承認についてでございます。

お手元の議案資料の１ページをお開きください。

広域連合が加入しております広島県市町総合事務組合を組織する一部事務組合のうち、「山県郡町村税等滞納整理組合」及び「広島中央広域行政組合」が、平成２１年４月１日をもって脱退することとなりました。

これらの異動に伴い、広島県市町総合事務組合において組合規約の一部を改正するため、早急に手続をする必要がございましたので、専決処分をしたものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男） これより、質疑に入ります。４番中森議員より発言の通告がありますので、発言を許します。

４番中森議員。

◆４番（中森辰一議員） 議長４番。お疲れ様です。議案第１０号に関してご質問いたします。本議案は連合長が行われた専決処分の承認案件であります。この点について質問いたします。

今議会では専決処分の議案が９議案もございます。専決処分は議会の議決をもって執行すべき案件を広域連合長が必要と判断すれば議会の議決を経ることなく決定し、執行するものでございます。それは特に緊急を要するため、議会に諮る時間の余裕がないものに行うことができるものであります。しかし、議会が開かれた際に、議会の承認を得ることになっておりますけれども、議会が承認しない場合でも、専決処分は有効とされるために、議会の、審議し議決を得ることで執行部をチェックする機能を侵害するものであって、むやみと使う手段ではありません。しかし今議会に提出された１４件の議案中９件が専決処分となっております。これが通常の議会であれば、それは議会軽視と受け止めざるを得ないことと考えます。定例会が年に２回しかない、ということもありますけれども、このように専決処分が多いことについて連合長としてどのようにお考えがお伺いします。

また併せて議会の審議権についてどのようにご認識かお伺いしたいと思います。

次に本専決処分は２月４日に行われていますが、わずか２日前の２月２日に本議会

の定例会が開かれております。この件があることは定例会の前にあることがわかっていたはずだと思いますけれども、なぜ定例会に上程できなかったのか、率直に疑問がわいてまいります。あまりにも安易に専決処分で済ましているのではないかと、というふうに考えてしまうのでございますけれども、いかががでしょうか。以上です。

○議長（土井哲男） 当局の答弁を求めます。広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） ご質問についてお答えいたします。専決処分が非常に多いという点でございますけれども、当然ながら、議会の議決を得るべき事案につきましては、議会に議案を上程し議決が必要であると考えております。しかしながら、今回の定例会で専決処分の承認をいただく議案につきましては、2月の定例会以降に、国の決定から、条例改正や補正予算の計上をしなければならない期限までの間に時間が無く、臨時会を召集することも困難であったため、止むを得なく専決処分をさせていただいたものです。

なお、専決処分の承認案件の議案の数は多くございますが、これは、1つの事由に関連いたしまして、補正予算や条例改正など複数の事案について、専決処分を行っているものでございます。

それから、議案第10号についてのご質問でございます。なぜ、専決処分する必要があるのかというご質問ですが、この議案につきましては、平成21年2月2日開催の広域連合議会定例会の直前に、広島県市町総合事務組合から組合規約の変更についての協議がございまして、事務手続きの関係から、定例会への議案上程が困難であったため、止むなく専決処分をいたしたものでございます。

議会軽視の意図はまったくございませんでしたが、今後事務処理に当たりまして、専決処分制度の主旨に反しないよう十分留意してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（土井哲男） 中森議員。

◆4番（中森辰一議員） 専決処分、一つの事項について複数の議案が出ていることなのだと思います。ただ、やはり専決処分の対応というのは議会の存在意義を小さくしていく、民主主義の最も大事な柱は議会の制度でありますので、これは、やはりきちんと尊重する、形骸化を招くようなことは、絶対に避けねばならない、というふうに思います。そうした態度が、理事者には必要だと考えております。この点の認識を確認させていただきたい、ということと、昨年7月に臨時議会を開いておりました。専決処分にしてもできるだけ早く議会に知らせて、その承認を得るというその手続きがやはり必要なことではないかと思っておりますけれども、そういう考え方があってもよかったのではないかと。思うのですが、これはいかがでしょうか。

○議長（土井哲男） 広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） はい。ご指摘のとおりでございます。私ども、専決処分によってすべて賄っていくという考えは元よりございません。あくまでも、議会の議決が必要なものについては議会のご同意をいただく、あるいは議決をしていただくということが、本旨である、それが基本であろうと考えております。それから今後、議員さんの方に色々情報が届けられないか、ということがあります。これについては、色々なやり方があるかと思しますので、少し検討させていただけたらと思っております。以上でございます。

○議長（土井哲男） 質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。４番中森議員より、討論の通告がありますので、討論を許します。

中森議員。

◆４番（中森辰一議員） 討論させていただきます。議案自体は特に問題ないと思っておりますけれども、先ほど申し上げましたとおり、議案の出し方について、一点申し上げておきたいと思えます。専決処分は単に定例会に間に合わないから、という理由だけで認められるべきではないと考えます。よほど軽い案件であれば、わざわざ議会の招集ことはありませんけれども、後から出てまいりますけれども、６月１７日の専決処分が３件もありますし、２４億円もの国費、国庫支出金をめぐる補正予算もあります。こういった案件が専決処分で議会を通り抜けて執行されるのは議会の役割を考えますと問題があるのではと思えます。こうした事が起きる背景には、事務局長のほうでも触れられましたけれども、そもそも本医療制度が国民の強い反対の声を無視して拙速に導入され、しかも十分に制度体系を吟味せずに導入したこと、旧政権が国民の反発を意識して右往左往し、問題を取り繕うような施策を次々と細切れで打ち出したことなどから、年度の途中で修正せざるを得ない事態を繰り返してきたからだろうと思えます。また、総選挙前に批判を避けようと策を講じてきたためであろう、だとも考えます。いずれにしても大きな予算を動かす際には、原則、臨時議会を開くべきだと考えます。また補正予算を組まなければならない事態や制度の欠陥があるような事態をなくすようなことが必要で、この点も本広域連合からも新政権にもよく要請されるように要望したいと思えます。以上の意見を付して、賛成といたします。以上です。

○議長（土井哲男） 本件の討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男） 起立総員。よって、本件は承認されました。

△日程第6 「議案第11号 専決処分の承認について（平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第4号）」

○議長（土井哲男） 次に日程第6「議案第11号 専決処分の承認について（平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第4号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。議案書の3ページをお開きください。

「議案第11号 平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第4号）の専決処分の承認について」でございます。

この補正は、国の保険料軽減等の特別対策の実施や、国庫負担金等の交付額の決定により、特別会計におきまして歳入歳出予算の補正が必要となり、それに伴いまして、一般会計からの事務費繰入金等についても変更の必要性が生じたため、所要の補正を行ったものでございます。

議案書6ページの「第1表 歳入歳出予算補正」，「歳入」をご覧ください。

平成20年度一般会計補正予算（第4号）における補正額は、歳入歳出それぞれ2,655万3千円の減額としております。

歳入といたしましては、「6款 繰入金」を2,655万3千円減額いたしております。

続きまして、議案書7ページの「歳出」をご覧ください。

歳出といたしましては、「2款 総務費」，「1項 総務管理費」を5,037万6千円増額し，「3款 民生費」，「1項 社会福祉費」を7,692万9千円減額いたしております。

これらにつきまして、特別会計で事務費に充てる国庫支出金が増額されたことに伴いまして、歳出で特別会計への事務費繰入金を7,692万9千円減額いたしますとともに、歳入における財政調整基金からの繰入金，2,655万3千円を，繰入不要となったため全額減額し，さらに，歳出で5,037万6千円を新たに財政調整基金へ積み立てるため増額したものでございます。

この補正によりまして、歳入歳出総額は、歳入歳出それぞれ2,655万3千円を減額し，11億5,427万2千円となっております。

以上，上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが，ご審議の上，ご承認を賜りますよう，よろしくお願いいたします。

○議長（土井哲男） これより質疑に入ります。質疑がある方は，挙手をし，議席番号を教えてください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ないものと認め、質疑を終結いたします。
ご討論願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ないものと認め、討論を終結いたします。
本件を採決いたします。
本件は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男） 起立総員。よって、本件は承認されました。

△日程第７ 「議案第１２号 専決処分の承認について（平成２０年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第６号）」

○議長（土井哲男） 次に日程第７「議案第１２号 専決処分の承認について（平成２０年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第６号）」を議題とします。
本件の説明を求めます。
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。議案書の８ページをお開きください。

「議案第１２号 平成２０年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第６号）専決処分の承認について」でございます。

この補正は、まず、国から、保険料軽減や、広報、相談体制の整備等の特別対策事業の実施についての通知がございまして、歳出で事業費を追加するとともに、歳入で財源となる国庫補助金を追加。

次に、２０年度中の交付額や負担額が確定しましたことに伴い、歳入の国庫負担金や、支払基金交付金等を、歳出で共同事業拠出金を変更。

また、最後に、その他、繰入金の変更や不用額の減額、財源内訳の更正などを行ったものでございます。

続きまして、議案書１１ページの「第１表 歳入歳出予算補正」，「歳入」の項目をご覧ください。

歳入といたしましては、「１款 市町支出金」から「８款 繰入金」まで、総額 17 億 6,268 万 2 千円を追加しております。

続いて 12 ページの「歳出」をご覧ください。

歳出といたしましては、「１款 総務費」から「６款 基金積立金」まで、総額 17 億 6,268 万 2 千円を追加いたしております。

平成 20 年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第 6 号）における補正額は、歳入歳出それぞれ 17 億 6,268 万 2 千円の追加としております。

これらの内容につきまして、平成 20 年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第 6 号）説明書によりご説明いたします。

説明書の 3 ページをお開きください。

まず説明書の 3 ページで歳入ございますが、「１款 市町支出金」を 9,942 万 1 千円の減額。これは、特別対策に伴う、保険料軽減額の国庫補助金の追加により、保険料等負担金を減額するものでございます。

次に、4 ページをお開きください。

「２款 国庫支出金」，「１項 国庫負担金」につきましては、国の変更交付決定等により、「１目 療養給付費負担金」及び「２目 高額医療費負担金」を合わせて 6 億 1,659 万 8 千円を追加するものでございます。

続きまして、5 ページをご覧ください。

「２款 国庫支出金」，「２項 国庫補助金」につきましては、保険料の軽減措置の拡充や、きめ細かな広報活動の推進、電算システムの改良等、後期高齢者医療制度の円滑な運営にむけた、国の特別対策事業の実施に伴う国庫補助金が交付されたこと等に伴い、「１目 調整交付金」及び「２目 後期高齢者健診補助金」については、予算を組み替えたことで減額し、その下の「５目 後期高齢者医療制度事業費補助金」から「１５目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」までは、新たに予算計上し、合計で 18 億 3,063 万 2 千円を追加したものでございます。

続きまして、6 ページをお開きください。

「４款 支払基金交付金」につきましては、医療給付費等国庫負担金の増額に伴いまして、6 億 1,659 万 8 千円を減額したものでございます。

続きまして、7 ページでございます。

「６款 財産収入」につきましては、後期高齢者医療制度臨時特例基金の利子収入分を追加したものでございます。

8 ページをお開きください。

「８款 繰入金」，「１項 一般会計繰入金」につきましては、特別対策の国庫補助金が増額されたことにより、事務費繰入金を 7,692 万 9 千円減額するものでございます。

続きまして、9 ページに移りますが、「８款 繰入金」「２項 基金繰入金」につきましては、保険料軽減等の特別対策事業の財源とするため、臨時特例基金からの繰入金を追加したものでございます。

続きまして、「歳出」の説明に移させていただきます。

10 ページをお開きください。

「１款 総務費」，「１項 総務管理費」につきましては，印刷製本費の不用額を減額しますとともに，特別対策事業等に関するシステム改修の負担金及び，市町補助金を１億４，３６１万６千円追加いたしまして，合計で１億３，７５２万２千円を追加したものでございます。

１１ページから１２ページにかけての「２款 保険給付費」につきましては，財源内訳の更正のみでございまして，補正予算額の計上はございません。

１３ページをお開きください。

「４款 特別高額医療費共同事業拠出金」につきましては，拠出額の決定により，４，３０３万円を減額するものでございます。

１４ページでございます。

「５款 保健事業費」につきましては，市町の健診事業の実績に基づき，３，５１４万２千円を減額するものでございます。

１５ページをお開きください。

「６款 基金積立金」「１項 後期高齢者医療給付準備基金積立金」につきましては，国庫補助金の決定等で保険料充当額が減額になったことにより，９，３９５万７千円を追加するもので，「２項 後期高齢者医療制度臨時特例基金積立金」につきましては，元金と利子を合わせて１６億９３７万５千円を追加するものでございます。

以上が，平成２０年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第６号）の内容でございます。

この補正によりまして，歳入歳出総額は，歳入歳出それぞれ１７億６，２６８万２千円を追加し，２，８４２億１，７８６万３千円となっております。

以上，上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが，ご審議の上，ご承認を賜りますよう，よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男） これより質疑に入ります。質疑がある方は，挙手をし，議席番号を告げてください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ないものと認め，質疑を終結いたします。

ご討論願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ないものと認め，討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は，原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男） 起立総員。よって、本件は承認されました。

△日程第8 「議案第13号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について）」

○議長（土井哲男） 次に、日程第8「議案第13号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長

◎広域連合事務局長（奥和彦） ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

「議案第13号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正の専決処分の承認について」でございます。

恐れ入ります。議案資料の2ページをお開きください。

改正の趣旨でございますが、国の特別対策事業として、「被保険者均等割額の軽減割合の拡大」、「所得割額の軽減割合の設定」、「被用者の被扶養者であった被保険者に対する保険料負担の軽減策の継続」等の保険料軽減措置が、平成21年度以降に実施されることになりました。

また、後期高齢者医療制度に関する説明会の開催及び周知広報並びにきめ細やかな相談の実施に要する経費については、平成20年度から特別対策事業に追加されることとなりました。

これらの財源として、国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、国の交付要綱に基づきまして、一旦全額を後期高齢者医療制度臨時特例基金に積立てた後、この基金から繰り入れて、特別対策事業の財源に充てることとなります。

このため、基金条例を一部改正したものでございます。

なお、国におきまして、高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金に係る予算措置が遅れるため、平成21年第1回広域連合議会定例会に上程できず、その後も議会を召集する時間的余裕がなかったため、専決処分を行ったものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男） これより質疑に入ります。4番中森議員より発言の通告がありますので、発言を許します。

4 番中森議員。

◆ 4 番（中森辰一議員） 4 番。あえて前の確認のつもりで質問いたします。改正条例の第 2 条中「高齢者医療制度円滑導入臨時特例交付金」の次に「及び高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」を加えるとなっておりますけれども、これはどういう意味でありましょうか。次に改正条例の第 6 条の(3)，(4)，(5)の 3 つの項目を加えるとなっておりますけれども、第 2 条の流れでくるのでしょうか、これはいつから適用されるのでしょうか。それと専決処分の日が 3 月 27 日になっておりますが、財源措置が行われることが決まったのはいつで、この措置が行われる事がわかったのはいつごろでしょうか。それから、なぜこのような条例改正が必要になったのかということとを併せて、もう一度確認のご説明をお願いいたします。

○議長（土井哲男） 当局の答弁を求めます。広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） 複数に質問がわたりますので、詳細の部分につきましては、担当課長から説明いたします。まず条例改正がなぜ必要であったか、ということでございます。国の特別対策事業として、「被保険者均等割額の軽減割合の拡大」、それから「所得割額の軽減割合の設定」、「被用者の被扶養者であった被保険者に対する保険料負担の軽減策の継続」等の保険料軽減措置が、平成 21 年度以降に実施されることとなったわけでございますけれども、これらの財源といたしまして、国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、国の交付要綱に従いまして、一旦全額を後期高齢者医療制度臨時特例基金に積立てた後、基金から繰り入れて、特別対策事業の財源に充てることになっております。平成 21 年度におきまして、取り崩しができますように、基金条例の処分に係る条項を一部改正したものです。

なお、これらの事業に係る財源につきましては、国から 3 月 16 日付で決定の通知がまいったものでございます。以上でございます。

○議長（土井哲男） 業務課長。

◎業務課長（田中宏典） 追加の 3 項目でございますけれども、円滑導入臨時特例交付金、これは平成 20 年度分です。それから、社保均等割額 9 割軽減の広報等の経費、以上が平成 20 年度分の措置でございまして、それ以降に措置されました平成 21 年度分措置として、社保扶養 9 割減、説明会、広報の経費、それからきめ細やかな相談体制の整備、それから 21 年度分ですが、均等割の 9 割軽減、所得割の 5 割軽減分について。20 年度分はもちろん同様の措置、9 割軽減を除いてはあったんですけれども、21 年度分についても継続しての措置が決定されました。これについては、20 年度中に国庫の補助で財源が補填されますので基金として 21 年度のために積み立てるために円滑導入臨時特例交付金の補填。円滑運営臨時特例交付金を 21 年度分として積み立てた補正予算を計上したものでございます。

○議長（土井哲男） 中森議員。

◆４番（中森辰一議員） 円滑導入臨時特例交付金と円滑運営特例交付金の扱いとい
いますか、相手、使う目的の違いがよくわかりにくかったので、もう一度お願いした
いのと、それから交付されたら執行するということになっていますが、これは専決処
分した日からの執行という理解でよろしいですか。

○議長（土井哲男） 業務課長。

◎業務課長（田中宏典） 専決処分した日から、施行ということで間違いございませ
ん。それといまお尋ねの交付金の２種類の違いですけれども、これは２０年度当初、
７月くらいに様々な軽減措置が決定されました。当初対象として予定されていまし
たのが、円滑運営事業費補助金でございますけれども、これに対してさらに、補助が拡
大されて財源として２０年度分だけでなく２１年度分も補填されるという国の考え方
の変更等などがありまして、年度末になって新たに交付されて今回補正予算に計上さ
せていただいたのが、円滑運営臨時特例交付金でございます。

○議長（土井哲男） 質疑を終結いたします。
討論願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ないものと認め、本件の討論を終結いたします。
本件を採決いたします。
本件は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男） 起立総員。よって、本件は承認されました。

△日程第９ 「議案第１４号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域
連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）」

○議長（土井哲男） 次に日程第９「議案第１４号 専決処分の承認について（広島
県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について）」を議
題とします。

本件の説明を求めます。
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）　ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

「議案第１４号　後期高齢者医療に関する条例の一部改正の専決処分の承認について」でございます。

議案資料の３ページをお開きください。

概要といたしましては「広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」に附則第１４条を加え、平成２１年度における所得の少ない方に係る保険料の減額割合を変更するものでございます。

経緯を簡単に説明いたします。

国の経済危機対策等を受け、後期高齢者医療制度に係る平成２１年度特別対策の追加策として、「被保険者均等割額が７割減額される被保険者について、平成２１年度においては、一律８．５割を減額すること」が示されております。

この追加特別対策を実施するに当たり、対象となる被保険者の混乱を避けるためには、実施根拠となる国の補正予算成立から、今年度の確定賦課処理日である６月２９日までの間に、条例の一部改正を行っておく必要がありましたが、臨時議会の開催が困難でございましたので、専決処分書のとおり専決処分いたしております。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男）　これより質疑に入ります。４番中森議員より発言の通告があるので、発言を許します。

４番中森議員。

◆４番（中森辰一議員）　４番。今説明いただきました、この保険料の軽減措置を今年の４月１日から実施しようというものだと思っておりますが、７割軽減の方を８．５割軽減にするというのは、前年度に実施された軽減措置を引き続いて実施するということだと思います。先ほどの説明では、国の経済危機対策の中でともありますけれども、こういった制度の大本に係わるような問題を経済危機対策の中でやるということ事体が非常に残念だと思っております。いずれにしましても事前に伺いますと、国の通知が４月２０日だったと聞いております。本来は前年のうちに、こういうことは決まっている必要があって、これ事体が大変遺憾なことであると思っておりますが、この専決処分は６月１７日となっております。執行したらもっと遅いということなるわけでございます。７割軽減を８．５割軽減にするという措置を平成２１年度に延長するということは恐らく前年度の内にわかっていたのではないかと思います。そういう点において、時期のずれというのは、事務執行上、非常に遺憾なことではないかと思います。そういったことを後追いでやっていくという措置は、実際の制度の執行というのは具体的には４月から進められているわけですから、そうするといたずらに事務の混乱を起こしたり、被保険者にも混乱や迷惑をかけるということになるのではないかなと思うんですね。こういった点を執行者としてどのように受け止めているのでしょうか。

それから、保険料の軽減措置を6月の時点から4月に遡及して適用することになるのだと思いますが、これはどのように対応されたのでしょうか。

○議長（土井哲男） 当局の答弁を求めます。広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） 議案第14号の専決処分の件でございますが、ご承知のとおり、昨年度は確定賦課処理の直後、臨時会での議決を経て、特別対策による保険料均等割減額に係る異動賦課処理を行い、対象者には保険料額変更決定通知書を送付いたしましたため、短い期間に2種類の保険料額の異なる通知書が届いたことによりまして、被保険者の混乱を招く結果となりました。

今回、厚生労働省から、被保険者の混乱を招くような事務処理は行わないようにとの指示もありましたので、今年度は確定賦課処理日でございます6月29日前に専決処分を行いまして、条例改正を行ったものでございます。

なお、6月末に行った今年度保険料額を決定する確定賦課処理時に特別軽減措置を反映した額での保険料額決定通知書を送付できましたこと、また、併せて被保険者証更新時に改正点等のリーフレット等を同封するなど、制度改正の周知を行えたことによりまして、昨年度よりも混乱を抑えることができたのではないかと考えております。

それから、6月の時点から4月に遡及して適用するというところでございますが、被保険者の平成21年度分保険料額を決定いたします確定賦課処理は、前年度所得情報が確定いたします6月以降に行うものでございまして、今年度は6月29日に実施いたしております。

この処理は専決処分による条例改正後に実施いたしましたので、平成21年の軽減措置を反映させ、保険料均等割7割減額の対象者については、4月分から8.5割減額での保険料算定を行っております。

特別徴収、いわゆる年金天引きによる保険料徴収につきましては、昨年度に引き続いて4月からも行われていますけれども、これは制度改正とは関係なく、平成21年2月と同額を4月からも徴収するとの定めにより、引き続き徴収を行っているものです。

特別徴収におきまして、確定賦課後の今年度決定保険料額が反映されますのは、10月徴収分からとなっていることから、決定保険料額から仮徴収期間中に徴収した保険料額を控除した額を10、12、2月にて本徴収を行い、仮徴収期間中に徴収した保険料額が年間決定保険料額を上回っている被保険者は、市区町にて精算を行った後に還付されることとなっております。

なお、普通徴収、納付書または口座振替でお納めいただく対象者の方につきましては、この軽減措置を反映した状態で、7月以降の保険料均等割額を設定し、7月以降に保険料額決定通知書を市区町から発送しております。

それから、この時点、4月20日付けで国から来た通知でございますけれども、4月20日付けの国からは通知は、軽減措置の実施と被保険者への周知準備に係るもので、この軽減措置に係る財源についてはこの時点では、明示されておりました。

こういった錯綜した時期でございましてやむなく専決処分により、条例改正を行っ

たものです。ご指摘のように頻繁に制度改正等ございまして、わかっているものは早く決めたほうがいいのではないかと、というご指摘だろうと思うのですが、私どものほうに正確な数字、あるいは正確な制度としてまいりましたのは、この4月20日時点が最初でございましたので、やむなく専決処分を行ったものでございます。

○議長（土井哲男） 中森議員。

◆4番（中森辰一議員） 色々答弁頂いたんですけど、要するに被保険者に対して特に混乱を与えたり、迷惑をかけたりした、ということはなかったということで、理解を受け止めればよろしいですね。それで最初の今日の議案のところでも言ったわけですが、こうした軽減措置が行われて、きちんと処理ができますよ、とそういったことも、ぜひその時点でこういった会議が開けないことも多いと思いますけれども、ぜひ私ども議員のほうにご報告か文書か何かで、いただけたら、非常に良かったのかなと思っております。今後よろしくお願いします。以上です。

○議長（土井哲男） これで質疑を終結いたします。

これより、討論に入ります。4番中森議員より、討論の通告がありますので、討論を許します。

4番中森議員。

◆4番（中森辰一議員） 一言だけ申し上げておきたいと思えます。今、日程的なことまでご説明いただきました。結果的になんとか事務処理は期日までに実施できたとご答弁があったわけですが、それは良かったと思うわけなんですけど、結局今回専決処分という形でやらざるを得なかった、ということがあります。新政権は制度廃止を3年ほど先送りにしよう、とこういってことを言っているわけです。保険料軽減措置は一方では当面続けることを検討するということも言っております。なかなか、これはいつまでに決まるか、わからない状況があるわけではありますけれども、同じようなことにならないために、全国同じだと思えるのですが、早く決めてもらって、財源措置も早急にやっていただく。そういったようなことがまた来年の2月に定例会をやるのではないかと思いますけど、きちんと間に合うように、国のほうに言っていたきたいと、ということをぜひ要請されるようお願いいたしまして、賛成といたします。以上です。

○議長（土井哲男） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり。）

○議長（土井哲男） ないものと認め、本件の討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（土井哲男） 起立総員。よって、本件は承認されました。

△日程第１０ 「議案第１５号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について）」

○議長（土井哲男） 次に日程第１０「議案第１５号 専決処分の承認について（広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正について）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

「議案第１５号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療制度臨時特例基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部改正の専決処分の承認について」でございます。

恐れ入ります。議案資料の４ページをお開きください。

経緯を簡単に説明いたします。国の経済危機対策等を受け、後期高齢者医療制度に係る平成２１年度特別対策の追加策として、「被保険者均等割額が７割減額される被保険者について、平成２１年度において、一律８．５割を減額すること」が示されました。

この追加特別対策の財源として、国から交付される高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金は、国の交付要綱に基づき、一旦全額を後期高齢者医療制度臨時特例基金に積み立て、その後、後期高齢者医療特別会計へ繰り入れて財源に充てる必要があるため、基金条例を一部改正したものでございます。

この追加特別対策を実施するに当たり、対象となる被保険者の混乱を避けるためには、実施根拠となる国の補正予算成立から、今年度の確定賦課処理日である６月２９日までの間に、条例の一部改正を行っておく必要がございましたが、臨時議会の開催が困難でしたので、専決処分書のとおり専決処分しております。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男） これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手をし、議席番号を教えてください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ないものと認め、質疑を終結いたします。
ご討論願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ないものと認め、討論を終結いたします。
本件を採決いたします。
本件は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男） 起立総員。よって、本件は承認されました。

△日程第１１ 「議案第１６号 専決処分の承認について（平成２１年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」

○議長（土井哲男） 次に日程第１１「議案第１６号 専決処分の承認について（平成２１年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）」を議題とします。
本件の説明を求めます。
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） はい。ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。恐れ入ります。議案書の２１ページをお開きください。

「議案第１６号 平成２１年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第１号）の専決処分の承認について」でございます。

この補正は、国の決定により低所得者に係る保険料の軽減特別対策が実施されることとなり、これらの事業を執行するために必要な予算の補正を行ったものでございます。

具体的には、平成２０年度までの措置とされていた、低所得者の８．５割軽減が、平成２１年度も継続して実施されることとなり、これに伴う保険料収入の減額分については、国が国庫補助金で補填するというものでございます。

続きまして、議案書２４ページの「第１表 歳入歳出予算補正」，「歳入」をご覧ください。

平成21年度後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）における補正額は、歳入歳出それぞれ3億426万1千円の追加としております。

歳入といたしましては、「1款 市町支出金」を3億426万1千円減額し、「2款 国庫支出金」及び「3款 基金繰入金」をそれぞれ3億426万1千円追加しております。

続きまして、議案書25ページの「歳出」をお開きください。

歳出といたしましては、下の欄の「6款 基金積立金」を3億426万1千円追加しております。

これらにつきまして、歳入では、保険料の減収見込分として、市町支出金を3億426万1千円減額するとともに、減収分は国庫金から補填されるため国庫支出金を同額追加したものでございます。

また、この国庫金は、交付要綱によりまして、一旦交付額の全額を臨時特例基金へ積み立てた後、財源補填分を基金から特別会計へ繰り入れて使用する規定となっているため、歳出の基金積立金及び歳入の基金繰入金を3億426万1千円追加したものでございます。

この補正によりまして、歳入歳出総額は、歳入歳出それぞれ3億426万1千円追加して3,207億8,537万5千円となっております。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男） これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手をし、議席番号を教えてください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ないものと認め、質疑を終結いたします。

ご討論願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ないものと認め、討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男） 起立総員。よって、本件は承認されました。

△日程１２ 「議案第１７号 専決処分の承認について（広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の変更について）」

○議長（土井哲男） 次に日程１２「議案第１７号 専決処分の承認について（広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の変更について）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

「議案第１７号 広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の増減及び組合規約の変更について」の専決処分の承認についてでございます。

恐れ入ります。議案資料の５ページをお開きください。

広域連合が加入しております広島県市町総合事務組合を組織する一部事務組合のうち、平成２１年１０月１日をもって「竹原広域行政組合」が脱退し、「広島中央環境衛生組合」が新たに加入することとなりました。

これらの異動に伴い、広島県市町総合事務組合において組合規約の一部を改正するため、早急に手続をする必要がございましたので、専決処分をしたものであります。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男） これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手をし、議席番号を教えてください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ないものと認め、質疑を終結いたします。

ご討論願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ないものと認め、討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男） 起立総員。よって、本件は承認されました。

△日程第１３ 「議案第１８号 専決処分の承認について（平成２１年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」

○議長（土井哲男） 次に日程第１３「議案第１８号 専決処分の承認について（平成２１年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） ただいま上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。恐れいたします。議案書の２８ページをお開きください。

「議案第１８号 平成２１年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）の専決処分の承認について」でございます。

この補正は、高額療養費特別支給金の支給事務が開始されることとなり、これらの事業を執行するために必要な予算の補正を行ったものでございます。

高額療養費特別支給金は、平成２０年４月から同年１２月までの間に、７５歳の誕生日を迎えた被保険者の医療費について、７５歳の誕生日に限り高額療養費の自己負担限度額を、２分の１とすることとし、本来の自己負担限度額を適用した場合と、２分の１とした自己負担限度額を適用した場合との自己負担限度額超過分の差額が生じる場合、その差額分を支給するものでございます。

議案書３１ページの「第１表 歳入歳出予算補正」，「歳入」をお開きください。

「第１表 歳入歳出予算補正」，「歳入」でございますけれども、歳入といたしましては、「２款 国庫支出金」に５７０万円を追加しておりますが、これは高額療養費特別支給金が、全額国庫補助対象となることにより、歳出での補正額と同額を計上したものでございます。

引き続き、議案書３２ページの「歳出」をご覧ください。

歳出といたしましては、「８款 諸支出金」に高額療養費特別支給金見込額の５７０万円を追加しております。

この補正によりまして、歳入歳出総額は、歳入歳出それぞれ５７０万円追加して３,２０７億９,１０７万５千円となっております。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、ご承認を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男） これより、質疑に入ります。４番中森議員より発言の通告がありますので、発言を許します。

４番中森議員。

◆４番（中森辰一議員）　４番。７５歳の誕生日から、本医療制度が適用になるというこれまでにない仕組みのために、７４歳までの保険制度の狭間で、受けられるべき高額療養費の還付を受けられない、という状況に対応したものなんですけれども、制度開始から１年以上過ぎて支給事務が始まるというのは、いかがなものかと思っておりますもので、この点について、特に当局に伺いたいということと、それから、当然昨年４月に遡って適用するようになったわけでございますけれども、予算の中では何件適用すると見込んでいるのでしょうか。それから、これは昨年の４月から１２月までのものとなっておりますけれども、今年の１月以降はどのような扱いになっているものなのか、この点についてお願いします。

○議長（土井哲男）　当局の答弁を求めます。広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦）　はい。昨年秋の制度見直しにより、平成２１年１月以降に７５歳になられた方につきましては、７５歳到達月の自己負担限度額の特例が適用されていたものでございますが、平成２０年４月から１２月の間に７５歳になられた方についても、同じ条件で負担を軽減することにつきまして、本年６月２５日付けで厚生労働省より高額療養費特別支給金の事務に係る通知があったものでございます。

また、この事務処理に不可欠な電算システムの提供は７月末にございまして、その後、機能検証、対象者の抽出を行い、８月末に対象者への勧奨通知を送付したものであり、広域連合といたしましては、国の方針に沿った適切な対応をしてきたものと考えております。

しかしながら、今回の措置のように、制度の変更は、システムの変更など、多大な時間や事務を要するので、被保険者にメリットはあると申しましても、混乱を招きかねず、できるだけ避けるべきものではないかと考えております。

それから、高額療養費の特別支給金の支給件数の見込みでございますが、今回予算に計上しております件数は、１、２０２件を見込んでおります。

○議長（土井哲男）　業務課長。

◎業務課長（田中宏典）　引き続いて説明させていただきます。本年１月以降のこの制度の取扱いについてでございますけれども、この制度が、昨年秋に国が決定しました措置でございまして、実施の時期が２１年１月から施行というふうになっております。ですが、決定しましたのが、年度途中でございましたので、２０年４月から１２月分までの対象者を救うことができない、ということで、この遡及措置が今回補正予算として上げさせてもらうものでございます。１月以降は本来措置として、支給をしているものでございます。

○議長（土井哲男）　質疑を終結いたします。

ご討論願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ないものと認め、討論を終結いたします。
本件を採決いたします。
本件は、原案のとおり承認することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男） 起立総員。よって、本件は承認されました。
この際、１０分間程休憩させていただきます。
休憩に入ります。

１４時５４分 休 憩

１５時 ５分 再 開

△日程第１４ 「議案第１９号 平成２０年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」

○議長（土井哲男） 会議を再開いたします。次に日程第１４「議案第１９号 平成２０年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」を議題とします。
本件の説明を求めます。
広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） はい。「議案第１９号 平成２０年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」について、ご説明申し上げます。

私が「議案書」について説明し、「歳入歳出決算書附属書類」について、担当課長に、最後に「主要な施策の成果説明書」について、総務課長に説明を致させます。

議案書の３３ページをお開きください。

それでは、一般会計と特別会計に分けて、説明をさせていただきます。

最初に一般会計でございます。

議案書の３４、３５ページをご覧ください。一般会計の歳入でございます。

一番下の合計欄でございますが、歳入につきましては、「予算現額」が１１億５,４２７万２千円、「調定額」「収入済額」ともに１１億５,４１０万２,７６９円となっております。

続きまして、次の３６、３７ページをお開きください。

一般会計の歳出につきましては、同じく、一番下の合計欄でございますが、予算現額

は11億5,427万2千円、支出済額は10億1,391万7,706円、不用額は1億4,035万4,294円となっております。

先ほどの歳入の「収入済額」からこの「支出済額」を差し引きましたものが、表の下に記載しております「歳入歳出差引額」の1億4,018万5,063円となり、平成21年度に繰り越し、原則といたしまして、財政調整基金に積み立てることとしております。

次に、総務課長に附属書類の説明を致させます。

○議長（土井哲男） 総務課長。

◎総務課長（田中祥孝） 失礼いたします。それでは、「歳入歳出決算書附属書類」により、ご説明申し上げます。

お手元の資料の1、2ページをご覧ください。

まず、歳入につきましては、1ページから4ページに記載してありますが、3、4ページの一番下の欄にありますように、全体では、当初予算額が、9億8,271万1千円、補正予算額が1億7,156万1千円、予算現額が11億5,427万2千円となっております。

それでは、歳入の主なものにつきまして、款ごとにご説明いたします。

恐れ入ります。1、2ページにお戻りください。

「1款 分担金及び負担金」につきましては、「予算現額」、「収入済額」とも9億6,451万3千円であり、全額が23市町からの事務費分賦金で、所要額全体を均等割10%、後期高齢者人口割50%、人口割40%で按分した金額を、23市町でご負担いただいたものでございます。

次に、「2款 国庫支出金」及び「3款 県支出金」につきましては、「予算現額」が909万6千円で同額でございます。これは、国及び県の双方からそれぞれ不均一保険料賦課影響額の1/2が交付される、保険料不均一賦課負担金でございます。

「収入済額」は、国庫支出金が849万2,470円、県支出金が822万5千円となっております。

県支出金と国庫支出金の差額26万7,470円につきましては、県から平成21年度に追加で交付されることになっております。

引き続きまして、3、4ページをお開きください。

「7款 繰越金」につきましては、「予算現額」が1億7,153万円、「収入済額」が1億7,152万9,710円であり、平成19年度の決算剰余金を繰り越したものでございます。

「8款 諸収入」につきましては、「予算現額」2千円に対しまして、「収入済額」が130万9,309円となっており、内訳は、「1項 預金利子」が126万4,007円、「2項 雑入」が4万5,302円でございます。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。

恐れ入ります。5、6ページをご覧ください。

「1款 議会費」につきましては、「予算現額」が157万6千円、「支出済額」が

104万5,937円,「不用額」が53万63円となっており,広域連合議会の議員の報酬,交通費,通信運搬費等の経費でございます。

平成20年度におきましては,広域連合議会が3回開催されまして,条例や予算等26件の議決をいただいております。

なお,不用額の主なものにつきましては,後ほど一括してご説明いたします。

次に,「2款 総務費」につきましては,「予算現額」が5億2,756万7千円,「支出済額」が5億986万6,093円,「不用額」が1,770万907円となっております。

「1項 総務管理費」につきましては,一般事務費,職員の人件費,財産管理費,基金への積立金などいたしまして,「予算現額」が5億2,730万3千円,「支出済額」が5億964万9,193円,「不用額」が1,765万3,807円となっております。

この支出済額の主なものとしましては,8ページの中程に記載しております「19節 負担金補助及び交付金」で,派遣職員給料等負担金が2億4,477万5,656円,その下の「25節 積立金」の財政調整基金積立金が2億1,721万4,710円などとなっております。

次に7,8ページの「2項 選挙費」につきましては,広域連合選挙管理委員会の運営に係る経費といたしまして,「予算現額」が10万5千円,「支出済額」が10万2,980円,「不用額」が2,020円となっております。

平成20年度におきましては,選挙管理委員会を2回開催しております。

9,10ページをお開きください。

「3項 監査委員費」につきましては,例月出納検査,定期監査,決算審査に係る経費といたしまして,「予算現額」が15万9千円,「支出済額」が11万3,920円,「不用額」が4万5,080円となっております。

次の「3款 民生費」につきましては,一般会計から特別会計への事務費及び保険料不均一賦課の繰出金といたしまして,「予算現額」が6億1,995万8千円,「支出済額」が5億300万5,676円,「不用額」が1億1,695万2,324円となっております。

それでは,不用額につきまして,ご説明させていただきます。

歳入歳出決算事項別明細書の節において,不用額が100万円を超え,かつ不用額を予算現額で除して算出した不用率が,10%を超えるものを中心に説明させていただきます。

恐れ入ります。事項別明細書の5,6ページにお戻りください。

「2款 総務費」,「1項 総務管理費」,「1目 一般管理費」の「3節 職員手当等」につきましては,「予算現額」が2,540万3千円,「支出済額」が1,630万6,703円で,「不用額」が909万6,297円となっております。

これは,職員の時間外勤務手当が,当初見込を大きく下回ったことによるものでございます。

同じ目の「9節 旅費」につきましては,「予算現額」が211万2千円,「支出済額」が87万9,500円で,「不用額」が123万2,500円となっております。

これは,派遣職員が単身赴任をした場合に支給されます派遣職員赴任移転料が,見込みを大幅に下回ったことなどによるものでございます。

同じ目の「11節 需用費」につきましては,「予算現額」が764万5千円,「支

出済額」が663万4,439円で、「不用額」が101万561円となっております。

これは、当初予定しておりましたフォーラムの開催を中止したことにより、同事業に係る消耗品の購入をしなかったこと等によるものでございます。

7, 8ページをご覧ください。

同じ目の「12節 役務費」につきましては、「予算現額」が561万3千円、「支出済額」が355万7,411円で、「不用額」が205万5,589円となっております。

これは、予算の8割以上を占める電話回線使用料が、当初見込を下回ったことによるものでございます。

同じ目の「14節 使用料及び賃借料」につきましては、「予算現額」が、1,162万2千円、「支出済額」が1,031万8,614円で、「不用額」が130万3,386円となっております。

これは、事務所賃借料について、契約面積の変更による減額及び、複写機使用料のうちのプリント料金につきまして、消耗品費から執行するなどしたことによるものでございます。

9, 10ページをご覧ください。

「3款 民生費」の不用額1億1,695万2,324円につきましては、特別会計の事務費が、見込より少額であったことにより、一般会計から財源補填する対象額が見込みより少額となったことによるものでございます。

続きまして、11ページをお開きください。こちらは、一般会計の「平成20年度実質収支に関する調書」でございます。

「1 歳入総額」が11億5,410万2千円、「2 歳出総額」が10億1,391万7千円、「3 歳入歳出差引額」が1億4,018万5千円となっております。

平成20年度におきましては、翌年度に繰り越すべき財源はございませんでしたので、「5 実質収支額」も1億4,018万5千円となっております。

以上で、一般会計に係る附属書類の説明を終わらせていただきます。

○議長（土井哲男） 事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） 次に、後期高齢者医療特別会計の決算についてご説明申し上げます。

恐れ入りますが、議案書の38ページから41ページをお開きください。

「特別会計歳入歳出決算」の歳入でございます。

40, 41ページでございますが、歳入につきましては、「予算現額」が2,842億1,786万3千円、「調定額」が2,728億1,569万9,120円、「収入済額」が、2,728億1,559万6,730円、「収入未済額」が10万2,390円となっております。

次に42ページから45ページの「特別会計歳入歳出決算」の歳出でございます。

44, 45ページをご覧ください。

歳出につきましては、「予算現額」が2,842億1,786万3千円、「支出済額」は2,709億3,622万4,136円、不用額は132億8,163万8,864円となっております。

先ほどの歳入の「収入済額」から、この「支出済額」を差し引いたものが、表の下

に記載しております「歳入歳出差引残額」の18億7,937万2,594円となり、平成21年度に繰り越して、平成20年度分の国庫負担金等の精算に伴う還付相当額を除いた額を、給付準備基金に積み立てることとしております。

次に、業務課長に附属書類のうち、特別会計について説明させていただきます。

○議長（土井哲男） 業務課長。

◎業務課長（田中宏典） それでは、「歳入歳出決算書附属書類」の特別会計分について、ご説明申し上げます。

お手元の資料の18,19ページをご覧ください。

歳入につきましては、12ページから19ページに記載しておりますが、18,19ページの一番下にありますように、全体では、当初予算額が2,823億9,446万5千円、補正予算額が18億2,339万8千円、予算現額が2,842億1,786万3千円となっております。

それでは、歳入の主なものにつきまして、款ごとにご説明いたします。

12,13ページにお戻りください。

「1款 市町支出金」につきましては、被保険者から徴収した保険料や、医療費等の12分の1相当分を市町が負担するもので、「予算現額」が464億4,936万6千円、「収入済額」が446億4,636万2,636円で、内訳は、「1目 保険料等負担金」が238億2,286万7,636円、「2目 療養給付費負担金」が、208億2,349万5千円となっております。

「2款 国庫支出金」につきましては、医療費等の12分の3相当分や、調整交付金、特別対策に係る経費についての補助金などで、「予算現額」が944億5,224万7千円、「収入済額」が929億4,280万6,180円となっております。

内訳は、「1項 国庫負担金」では、「1目 療養給付費負担金」の収入済額が653億7,959万3,773円、「2目 高額医療費負担金」の収入済額が6億6,005万9,507円。「2項 国庫補助金」では、「1目 調整交付金」の収入済額が241億4,601万8千円、「5目 後期高齢者医療制度事業費補助金」の収入済額が5,828万9,881円、「10目 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金」の収入済額が10億8,953万5,647円。

14,15ページに移ります。「15目 高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」の収入済額が16億930万9,372円となっております。

「3款 県支出金」につきましては、医療費等の12分の1相当分などで、「予算現額」が221億3,639万6千円、「収入済額」が206億6,760万2千円で、内訳は、「1目 療養給付費負担金」の収入済額が201億6,834万8千円、「2目 高額医療費負担金」の収入済額が4億9,925万4千円となっております。

「4款 支払基金交付金」につきましては、現役世代が負担する医療費等の10分の4相当分が、社会保険診療報酬支払基金を通じて交付されるもので、「予算現額」が1,198億4,039万9千円、「収入済額」が1,134億7,513万3千円となっております。

「５款 特別高額医療費共同事業交付金」につきましては、著しく高額な医療費が発生した場合に、財政への影響を緩和するため、国保中央会から交付される交付金で、「予算現額」が6,805万円、「収入済額」が1,828万6,732円となっております。

「６款 財産収入」につきましては後期高齢者医療制度臨時特例基金の利子で、「予算現額」が11万9千円、「収入済額」が11万8,377円となっております。

１６，１７ページをご覧ください。

「８款 繰入金」につきましては、事務費及び保険料不均一賦課影響額についての一般会計からの繰入金と、保険料軽減等の特別対策事業の実施による臨時特例基金からの繰入金で、「予算現額」が12億7,127万6千円、「収入済額」が10億1,474万5,862円で、内訳は、「１項 一般会計繰入金」の収入済額が5億300万5,676円、「２項 基金繰入金」の収入済額が5億1,174万186円となっております。

「１０款 諸収入」につきましては、延滞金、預金利子、第三者納付金、返納金等を収入したのですが、「予算現額」が8千円に對しまして、「調定額」が5,064万4,333円、「収入済額」が5,054万1,943円で、「収入未済額」が10万2,390円となっております。

内訳は、「１項 延滞金、加算金及び過料」の収入済額が75万6,938円。これは各市町が収入した保険料の延滞金でございます。

「２項 預金利子」の収入済額が4,359万979円。これは歳計現金の預金利子でございます。

１８，１９ページをご覧ください。

「３項 雑入」「４目 第三者納付金」の収入済額が467万6,399円。これは、交通事故等の被害者の治療費に係る保険給付分については、広域連合が一旦立て替えて病院に支払っておりますが、その保険給付費を、加害者に請求し、収入されたものでございます。

同じ項の「６目 返納金」でございますが、収入済額が151万6,057円。これは、一部負担割合が変更になったりしたことにより、被保険者資格の異動があったりしたことにより、給付費の返還が生じたものでございます。

収入未済額10万2,390円につきましては、一部負担割合が１割から３割に変更となった被保険者に係る療養給付費の差額請求分について、未収となっているものでございます。

続いて、歳出につきましてご説明いたします。２０，２１ページをお開きください。

「１款 総務費」につきましては、「予算現額」が8億1,675万1千円、「支出済額」が7億657万4,813円、「不用額」が1億1,017万6,187円となっております。

「１項 総務管理費」につきましては、被保険者証や各種決定通知書の作成や郵送業務、広報事業、電算処理システムの運用管理、レセプト点検業務など、後期高齢者医療制度に係る事務の執行に伴う経費を支出したもので、「予算現額」が8億1,590万9千円、「支出済額」が7億657万4,813円、「不用額」が1億933万4,187円となっております。

２２，２３ページをお開きください。

「２款 保険給付費」につきましては、特別会計の支出額の98.4%と、ほぼ全

額を占めて、特別会計の中心を成すものですが、「予算現額」が2,796億4,551万9千円、「支出済額」が2,665億520万2,647円、「不用額」が131億4,031万6,353円となっております。

「1項 療養諸費」につきましては、「予算現額」が2,705億425万3千円、「支出済額」が2,579億1,538万9,230円、「不用額」が125億8,886万3,770円となっております。

「2項 高額療養諸費」につきましては、「予算現額」が85億5,884万6千円、「支出済額」が81億936万3,417円、「不用額」が4億4,948万2,583円となっております。

24, 25ページをお開きください。

「3項 葬祭費」につきましては、「予算現額」が5億8,242万円、「支出済額」が4億8,045万円、「不用額」が1億197万円となっております。

「3款 県財政安定化基金拠出金」につきましては、後期高齢者医療制度の財政安定化を目的に、県が設置した基金へ拠出したもので、「予算現額」が2億6,934万2千円、「支出済額」が2億6,887万446円、「不用額」が47万1,554円となっております。

「4款 特別高額医療費共同事業拠出金」につきましては、全国の広域連合が参加して国保中央会が実施しております共同事業に対しての拠出金で、「予算現額」が2,531万2千円、「支出済額」が2,531万1,881円、「不用額」が119円となっております。

「5款 保健事業費」につきましては、市町の実施した健康診査事業に対して、補助金を交付したもので、「予算現額」が4,389万6千円、「支出済額」が3,719万6千円、「不用額」が670万円となっております。

24, 25ページの下段から26, 27ページの上段にかけてでございますが、「6款 基金積立金」につきましては、後期高齢者医療給付準備基金及び後期高齢者医療制度臨時特例基金への積み立てを行ったもので、「予算現額」が33億9,222万1千円、「支出済額」が33億9,221万9,749円、「不用額」が1,251円となっております。

「8款 諸支出金」につきましては、市町が支出した、保険料の還付加算金分を補填したもので、「予算現額」が236万4千円、「支出済額」が84万8,600円、「不用額」が151万5,400円となっております。

「9款 予備費」につきましては、「当初予算額」2,000万円に対しまして、「1款 総務費」の「1項 総務管理費」へ535万1千円を充用いたしましたので、「予算現額」が1,464万9千円となっております。

それでは、不用額につきまして、ご説明いたします。

なお、一般会計と同様に、節において、不用額が100万円を超え、かつ不用額を予算現額で除して算出した不用率が、10%を超えるものを中心に説明させていただきます。

事項別明細書の20, 21ページにお戻りください。

「1款 総務費」, 「1項 総務管理費」, 「1目 一般管理費」の「12節 役

務費」につきましては、「予算現額」が 6,495 万 7 千円、「支出済額」が 4,254 万 3,625 円で、「不用額」が 2,241 万 3,375 円となっております。

これは、被保険者証や各種給付決定通知書、医療費通知等の郵送件数が、見込みを下回ったことによるものでございます。

同じ目の「13 節 委託料」につきましては、「予算現額」が 4 億 6,096 万 7 千円、「支出済額」が 4 億 3,319 万 8,381 円で、「不用額」が 2,776 万 8,619 円となっております。

これは、第 1 にレセプト資格確認等の委託単価及び件数が見込みを下回ったことによるもの、第 2 に第三者行為求償事務の損害賠償金の請求実績が、見込を下回ったことによる不用額が生じたものでございます。

同じ目の「18 節 備品購入費」につきましては、「予算現額」が 6,069 万 2 千円、「支出済額」が 3,713 万 100 円で、「不用額」が 2,356 万 1,900 円となっております。

これは、国の特別対策事業に係る事業で、電算関連機器を購入する際、競争入札によりまして安価に調達できたことによるものでございます。

22, 23 ページをご覧ください。

一番上の欄ですが、同じ目の「19 節 負担金補助及び交付金」につきましては、「予算現額」が 1 億 4,361 万 6 千円、「支出済額」が 1 億 1,048 万 7,719 円で、「不用額」が 3,312 万 8,281 円となっております。

これは、特別対策事業に係る広報経費等や、長寿健康増進事業に対する市町への補助金が、見込みを下回ったことによるものでございます。

「2 款 保険給付費」、「1 項 療養諸費」、「5 目 審査支払手数料」につきましては、「予算現額」が 9 億 3,311 万 9 千円、「支出済額」が 8 億 2,685 万 850 円で、「不用額」が 1 億 626 万 8,150 円となっております。

これは、レセプト等の審査件数が、見込みを下回ったことによるものでございます。

24, 25 ページをご覧ください。

「2 款 保険給付費」、「3 項 葬祭費」、「1 目 葬祭費」につきましては、「予算現額」が 5 億 8,242 万円、「支出済額」が 4 億 8,045 万円で、「不用額」が 1 億 197 万円となっております。

これは、葬祭費の支給件数が、見込みを下回ったことによるものでございます。

「5 款 保健事業費」、「1 項 健康保持増進事業費」、「1 目 健康診査費」につきましては、「予算現額」が 4,389 万 6 千円、「支出済額」が 3,719 万 6 千円で、「不用額」が 670 万円となっております。

これは、健康診査の受診者数が、約 2,500 人、見込みを下回ったことによるものでございます。

26, 27 ページをご覧ください。

「8 款 諸支出金」、「1 項 償還金及び還付加算金」、「1 目 還付加算金」につきましては、「予算現額」が 236 万 4 千円、「支出済額」が 84 万 8,600 円で、「不用額」が 151 万 5,400 円となっております。

これは、平成 20 年度の保険料等負担金の仮精算による還付加算金の補填額が、見込みより少額であったことによるものでございます。以上で不用額についての説明を

終わらせていただきます。

続きまして、28ページをご覧ください。特別会計の「平成20年度 実質収支に関する調書」でございます。

「1 歳入総額」が2,728億1,559万6千円、「2 歳出総額」が2,709億3,622万4千円、「3 歳入歳出差引額」が18億7,937万2千円となっております。

平成20年度においては、翌年度に繰り越すべき財源はありませんでしたので、「5 実質収支額」も18億7,937万2千円となっております。

次に、29ページをご覧ください。

こちらは、「財産に関する調書」でございます。

「1 公有財産」及び「3 債権」につきましては、該当がありません。

「2 物品」につきましては、1件100万円以上の物品につきまして掲載しておりますが、平成20年度中に、「広域連合システムデータベースサーバ関連機器」及び「広域連合システム処理結果検証用機器」を購入しております。

「4 基金」につきましては、平成20年度末の時点で「財政調整基金」、「後期高齢者医療制度臨時特例基金」、「後期高齢者医療給付準備基金」の3種類の基金を設置し、管理しております。

表の中に「債権」とありますのは、平成20年度中に調定行為を行い、出納整理期間中に積み立てた額を示しております。

「財政調整基金」につきましては、平成19年度の決算剰余金、国庫補助金の交付により不要となった一般財源及び、平成20年度中に発生しました基金運用益を、2億1,724万8千円積み立て、年度末現在高が2億4,121万7千円となっております。

「後期高齢者医療制度臨時特例基金」につきましては、平成20年度中に保険料の軽減措置等の特別対策事業の財源とするため、国から交付された交付金及び基金運用益を積み立てた一方、保険料軽減等の財源として処分も行った結果、年度中の増減高が10億9,768万7千円となり、年度末現在高は18億6,212万2千円となっております。

「後期高齢者医療給付準備基金」につきましては、平成21年度以降の医療費の財源とするため、17億8,279万2千円を積み立て、年度末現在高も同額となっております。

以上で、「歳入歳出決算書附属書類」の説明を終わらせていただきます。

○議長（土井哲男） 総務課長。

◎総務課長（田中祥孝） 最後に、「主要な施策の成果」につきまして、一般会計と特別会計に分けてご説明いたします。

最初に一般会計でございます。「平成20年度主要な施策の成果説明書」の1ページをご覧ください。

先ほどの決算書での説明と重複する部分もございますので、ここでは要点を絞ってご説明いたします。

「総括」でございます。一般会計では、後期高齢者医療広域連合の運営に係る経費

を中心に支出しております。

中ほどの段でございますが、歳入につきましては、市町からの負担金が83.6%と最も多く、次いで前年度からの繰越金が14.9%となっております。

一方歳出では、人件費や基金積立金の総務費が50.3%、特別会計繰出金の民生費が49.6%で、総務費と民生費でほぼ全額を占めております。

2ページをご覧ください。こちらには、「歳出の予算別執行内容の主なもの」を記載しております。

「1款 議会費」でございますが、平成20年度では広域連合議会を3回開催し、条例改正や、補正予算案、当初予算案の審議等を行い、議決案件は26件となっております。

「2款 総務費」では、事務所の賃借料や光熱水費、通信運搬費などへの広域連合の運営に係る経費や、派遣職員の人件費相当分の負担金、財政調整基金への積立金などを執行しております。

「3款 民生費」は、全額が特別会計への繰出金でございますが、事務費及び不均一賦課に伴う保険料収入の影響額相当分を繰り出しております。

それでは、事業ごとに説明させていただきます。

3ページをご覧ください。財政調整基金造成事業でございますが、先ほどの決算書でもご説明いたしましたが、平成20年度中に利子も含めて2億1,724万7,990円を積み立てております。

次に、4ページをご覧ください。後期高齢者医療特別会計繰出金事業でございます。

特別会計へは、事務費繰出金と保険料不均一賦課繰出金と合わせまして、5億300万5,676円を繰り出しており、そのうち、国庫負担金と県負担金合わせて1,671万7,470円が特定財源となっております。

また、特別会計の事務費7億1,433万6,970円のうち、2億2,831万6,235円が国庫支出金等で財源補填されており、それを差し引いた4億8,602万735円が事務費の繰出額となっております。

続きまして、特別会計についてご説明いたします。

8ページをご覧ください。「総括」でございます。

広域連合では、平成20年4月1日の後期高齢者医療制度の施行に伴いまして、新たに特別会計を設け、給付事務などを開始いたしました。

制度開始後に、保険料の軽減の拡大や広報活動の充実、電算システムの改修など、後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため特別対策事業が実施されたこと等により、歳入歳出で18億2,339万8千円の追加補正を行っております。

中ほどより少し下の段でございますが、財源の構成につきましては、支払基金交付金が歳入の41.6%を占め、続いて国庫支出金が34.1%、市町支出金が16.4%、県支出金が7.6%などとなっております。

一方歳出では、保険給付費が98.4%と、歳出の大部分を占めております。

9ページをご覧ください。

「1款 総務費」では、後期高齢者医療制度の事務執行に伴う経費のほか、広報活動にかかる経費、電算処理システムの運用管理に係る経費、レセプト点検などの医療

費適正化に係る経費を支出しております。

「２款 保険給付費」は、特別会計の中心を成すもので、療養給付費、訪問看護療養費、療養費、審査支払手数料、高額療養費、葬祭費の各費目にわたって、保険給付を行っております。

なお、診療報酬の支払いは、３月受診分から翌年の２月受診分までが同一年度の支出となりますが、後期高齢者医療制度が４月から施行された関係上、平成２０年度は４月受診分から２月受診分までの１１か月分の支出となっております。

「３款 県財政安定化基金拠出金」は、高齢者の医療の確保に関する法律にもとづき、県に設置される基金に対しての拠出金でございます。

なお、拠出額は国、県、広域連合の三者が同額となっております。

１０ページをご覧ください。

「４款 特別高額医療費共同事業拠出金」につきましては、４００万円を超える著しく高額な医療費を対象に、財源補填がされる共同事業の資金として、国保中央会に支払ったものでございます。

「５款 保健事業費」は、各市町が実施しました後期高齢者の健康診査事業に要した経費への補助金でございます。

「６款 基金積立金」につきましては、広域連合が設置し、管理しております２種類の基金への積立金でございます。

それでは、各事業についてご説明いたします。

１１ページをご覧ください。

「後期高齢者医療広報事業」でございますが、後期高齢者医療制度への周知等に係る広報を行い、制度の円滑な運営を図ったものでございます。

平成２０年７月のパンフレット作成以降、６度にわたりましてチラシ・パンフレットの作成、配布を行いました。総事業費は２,２０８万２,１８０円でございます。

１２ページをご覧ください。

「広域連合電算処理システム運用管理事業」でございます。

後期高齢者医療制度運営の基幹となる電算処理システムの安定稼動と適正運用のために、必要な整備を行い、事務の効率化を図ったものでございます。

１のシステムの安定稼動では、３項目にわたりまして、維持管理に係る経費を、２のシステムの適正運用では、２項目にわたりましてシステムの改修に要する経費を中心に支出し、事業費は総額で２億２,２１６万１,２８６円でございます。

１３ページをご覧ください。「医療費適正化対策事業」でございます。

医療費の適正化を図るため、レセプト点検及び医療費通知事業を行ったものでございます。

１のレセプト点検につきましては、国保連合会へ委託し、横覧及び縦覧点検や、交通事故等の第三者行為のレセプトの抽出、レセプトデータの修正や過誤準備処理、レセプトの配列及び保管等の事業を実施しました。

２の医療費通知は、平成２０年６月及び７月診療分について、受診年月、他４項目にわたって被保険者に通知をしたもので、レセプト点検と医療費通知を合わせた総事業費は、１億２,５２３万１,７２７円でございます。

14ページをご覧ください。「療養諸費事業」でございます。ここでは、入院や入院外、歯科などの療養給付費、在宅医療の訪問看護療養費、コルセットを作成した場合等に給付される療養費、レセプトの審査や医療機関への支払いに係る手数料として国保連合会へ支払う審査支払手数料の各費目にわたって、件数、日数、費用額、保険者負担額及び一部負担金等を一覧表として示しております。

なお、移送費の支出の実績はございません。

総事業費は、2,579億1,538万9,230円で、特別会計支出額の95.2%を占めております。

また、15ページには、受診率や1件当たり及び1人当たりの日数、費用額等、診療諸率を示しております。

この表の一番下の行でございますが、療養の給付と療養費を合わせた、1人当たり費用額は、90万6,361円、1人当たりの保険者負担額は、79万3,546円となっております。

16ページをご覧ください。

「高額療養費事業」でございます。高額療養費は、同一月内での自己負担額が限度額を超えた場合に、超えた部分を給付するものございますが、件数は合計で39万8,230件、保険者負担額は、81億898万4,398円となっております。

下の表でございますが、参考までに療養給付費と療養費等と高額療養費を合わせた医療給付費について、1人当たりの件数は29.6件、保険者負担額は、81万8,576円となっております。

17ページをご覧ください。「葬祭費事業」でございます。被保険者が死亡した場合、葬祭執行者に対しまして3万円を支給するものでございます。

平成20年度は、5月から3月までの11か月にわたり、1万6,015件で4億8,045万円を支給しております。なお、申請月の翌月が支給月となるため、平成20年度は4月の支給実績はございません。

つづきまして、18ページをご覧ください。「県財政安定化基金拠出金事業」でございます。これは、高齢者の医療の確保に関する法律第116条に基づき、県が設置している財政安定化基金に対して、広域連合の負担割合分を拠出したものでございます。

拠出金につきましては、特定期間の2カ年度を単位として、療養の給付等に要する費用の見込額を基に計算され、国、県、広域連合が同額を拠出することとされております。平成20年度は、2億6,887万446円を拠出したしました。

19ページをご覧ください。「健康診査費補助事業」でございますが、これは、市町が実施いたしました後期高齢者の健康診査事業につきまして、事業に要した経費に対して補助金を交付したものでございます。

事業費は3,719万6千円で、補助の対象となった受診者数は、個別健診と集団検診の合計で18,145人、受診率は、5.66%となっております。

20ページをご覧ください。

「後期高齢者医療給付準備基金造成事業」でございますが、この基金は、保険給付費の財源不足となる不測の事態に備えるとともに、保険料等負担金の軽減に資するた

めに保有するもので、平成20年度は17億8,279万2千円を積み立てておりました。

21ページに移りますが、「後期高齢者医療制度臨時特例基金造成事業」でございます。

この基金は、後期高齢者医療制度の円滑な施行を図るための国の特別対策事業の一環で全国の広域連合に設けられたもので、国庫支出金を積み立てまして、保険料軽減を中心とした各種の特別対策事業の財源として使用するものでございます。

平成20年度は、説明会の開催及び周知広報経費ほか3事業の財源として16億930万9,372円、これに利子積立金の11万8,377円を合わせまして、16億942万7,749円を積み立てました。

以上で「主要な施策の成果」についての説明を終わらせていただきます。

○議長（土井哲男） 事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） 大変長時間にわたりましたが、以上で「議案第19号 平成20年度広島県後期高齢者医療広域連合歳入歳出決算認定」についての説明を終わらせていただきます。ご審議の上、認定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男） これより質疑に入ります。4番中森議員より発言の通告がありますので、発言を許します。

4番中森議員。

◆4番（中森辰一議員） 4番。いくつか質疑をさせていただきます。制度が始まりまして、初年度ということなんですけれども、保険給付費の予算現額は、県内の75歳以上の方の医療費の実績、それは老人保健法による実績ということになりますけれども、その動きを踏まえて見込んだものだと思いますけれども、改めてその点を確認させてください。

それから、保険給付費が、2,796億円の予算に対して、131億円の不用額となっております。およそ5%が余ったということなんですけれども、75歳以上の高齢者の医療費が見込みよりも5%余ったことについて、その原因を含めてどのように評価しているか、という点をお伺いしたいと思います。その上で、実際にこの医療制度を1年間運営してきた実績を踏まえて、今年度以降、この給付費がどのようになっていくというふうにお考えなんでしょうか。この点についてお伺いします。

次に県医師会がボイコットを呼びかけておりました、定額で診療を行う主治医登録について、登録者は何人になったのか、それは対象の医師のうち何%になるのか、これは増加傾向にあるのか、その傾向はどういったような状況か、ということをご報告いただきたいと思います。それから、1年が経ちましたので、保険料の滞納状況がおわかりになっているかと思っておりますけれども、これはどのような状況かをお伺いします。それから、資格証明書の問題もありましたが、どのようにしておられるのか伺っておきます。もう1点、先ほど説明で移送費が0円ということになっておりましたけれど

も、どういう場合にこれは請求できるのかということを確認させてください。以上です。

○議長（土井哲男） 当局の答弁を求めます。広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） まず第１点目でございます。保険給付費に係る予算をどういうふうに見込んだのか、ということですが、平成２０年度の保険給付費については、予算編成の時点で、平成１８年度の診療報酬改定から間がないため、医療費の動向が推測し難かったことがありまして、これらの状況を加味したうえで、国が基準値として示した伸び率等の係数を使用して積算しております。

それから第２点目の保険給付費の不用額について、どうかというご質問ですが、保険給付費が２,７９６億円の予算に対しまして、１３１億円が不用額となっておりますけれども、これらにつきましては、予算全体に対し、不用額の割合は約４．７％となっております。

不用額そのものは執行の見積額である歳出予算額と、実際の執行額との差でございます。実態として、現金が残ったものではございません。

ちなみに、平成２０年度決算の所でご説明申し上げますけれども、平成２０年度の歳入歳出の差引残額は、１８億７,９３７万２,５９４円でございます。このうち、約１０億３,０００万円は、平成２１年度に国庫等へ返納に要する経費でございます。差引約８億５,０００万円が、実質的な剰余金となっております。歳入歳出が、ほぼ均衡した決算になっているものと考えております。

なお、この剰余金でございますけれども、事業規模に直しますと、約１０日分の保険給付費に相当する額でありますことから、想定外の医療給付費の増大に備えるためには、私ども事務の立場からいたしますと、もう少し余裕があった方がいいんじゃないかとも考えております。

それから、実際にこの制度を運営してきて、今後どういうふうになっていくのかというご質問だと思いますけれども、平成２１年度予算では、保険給付費として３,１９２億９,７０５万９千円の支出を見込んでおります。２０年度決算額に比して、１９．８％の伸びを見込んでおりますけれども、これは２０年度の対象期間が４月から２月までの１１ヶ月であったことによることと、被保険者数が３２万４千人から３３万９千人に伸びると見込んでいるものでございます。

来年度以降も、高齢化の進展に伴いまして、確実に被保険者数は増加することが予想されておりますので、比例して保険給付費も増大していくものと考えております。

それから定額で診療を行います主治医登録の件でございます。

後期高齢者医療制度施行と共に導入されました、かかりつけ医制度につきましては、主治医登録者数が平成２０年９月１日時点で１４４件でございますが、２１年９月１日現在では１５２件となっています。

また、内科を標榜している保険医療機関が２１年１月１日現在１,６９７件でございますので、内科医数からの比率で算定いたしますと、約９％の届出率になっているんじゃないかと思えます。

次に収納状況でございますが、収納状況につきましては、平成20年度の広島県の決算収納率は特別徴収と普通徴収を併せた全体では99.17%で、全国では上位から12番目というふうになっております。

また、普通徴収のみでは97.68%で、全国では上位から11番目となっております。

次に資格証明書の関係でございます。資格証明書に関しまして、本年5月、国から資格証明書の運用基準に係る参考例が示されております。それを基に現在要綱を作成しているところでございます。

運用に当たりましては、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、制度の趣旨に留意しつつ、保険料の収納に当たる市町と十分協議していきたいと考えております。

移送費につきましては業務課長から説明させていただきます。

○議長（土井哲男） 業務課長。

◎業務課長（田中宏典） 移送費について説明させていただきます。移送費につきましては療養費のうちに医師の指示によって入院、転院のために乗り物などを使用したときに必要になる経費を支給できるという制度になっております。これ、ただ、入院、転院のためという条件がございますので、なかなか実績はございませんので、20年度決算においては使用件数ゼロ、ちなみに老人医療制度時代も支給実績はなかったと聞いております。以上でございます。

○議長（土井哲男） 中森議員。

◆4番（中森辰一議員） 主治医制度については、まだ非常に低いのだな、ということがよくわかりました。それから保険料の収納状況は全国的には高いのだという説明だったんですけれども、実際にこの1年間経ってみてですね、この法律では1年経ったら、1年滞納が続いたら資格者証を出しなさい、というふうになっているわけなんですけど、そういった対象者になるというような人は、どの程度おられるのでしょうか。それが、私どもは生活状況をしっかり把握をして、いわゆる悪質性が明らかな場合を除いては出すべきではない、というふうに言ってきたわけなんですけれども、そのあたりについては、どのようにご認識でしょうか。

○議長（土井哲男） 業務課長。

◎業務課長（田中宏典） 平成21年9月末までに納付期限から1年以上経過している未納者数は広島県全体で、延べで申しますと、1,543件ございます。これ、ただ延べ件数でございまして、期数が複数ございますので、期ごとに滞納者をあげた件数ですので、ちょっと実態としての人数は今のところ把握しておりません。なお、いわゆる悪質な滞納者であるか、どうかは実際に資格証明書を交付するようになる場合

に、資格証明書の交付に際して、現在の収入や生活状況等から保険料を納付することができない特別の事情の有無につきまして、個々に具体的に把握してから判断すべきであると広域連合としても考えております。ただ、まだ現在要綱等を作成中でございまして市町と協議を十分重ねて有効な方策をとっていきたいと考えております。

○議長（土井哲男） 質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。４番中森議員より討論の通告がありますので、討論を許します。

４番中森議員。

◆４番（中森辰一議員） ４番。１年経ったところでありますので、改めて、総括的に私の思いを述べさせていただきたいと思います。この平成２０年度は３回の議会が開かれまして私も、議案審議、一般質問で当局の考えを質しながら、様々な要望もいたしましたけれども、この制度を運営するときに、まず、第１に考えるべきことは被保険者のすべてが７５歳以上の高齢者であるということと、ほとんどの方が年金で生活しておられて、その年金は増えることはなく、むしろ年々減少していることであることだと思います。ここにこの制度のやはり、きちんと捉えていくべき問題があると思います。この制度を導入した旧政権が高齢者の心身の状況に沿った制度である、というふうに色々理屈を言っておりましたけれども、實際上７５歳以上という１番医療の必要な人たちだけを別立ての保険制度に囲い込んだこの制度の本質は、高齢者に対してこれ以上高齢者の医療費が増えていく、国の支出が増えないようにしたい。医療費が増えたら自分たちの負担を増やして痛みを感じてもらいます。それが嫌ならあまり医者に行かないようにしてください。医者に行かなければ、それだけ負担も減ります。こういう論理だと思います。ここに、この制度の一番大きな矛盾があって、高齢者の生活実態とか、心身の状況と矛盾があるからこそ、全国で強い反発に広がったと認識しております。前の政権はこうした全国からの強い反発の声に対して、一時的な修正を繰り返しましたがけれども、制度の本質はなんら変わることはありません。私は高齢者の生活の実態をしっかりと踏まえた、先ほども質疑いたしましたけれども保険料滞納への対応、７５歳以上の高齢者の人達からの原則保険証を取り上げるようなことはしないとか、独自の保険料軽減措置などを求めましたがけれども、あまり、芳しい答弁はなかったように思っております。改めてこの制度を運営することで、高齢者の命と健康を守る責任を自覚した上で、制度の矛盾をしっかりとご認識していただいて、単に保険者としてお金を集めて、請求に応じて医療機関にお金を支払うという事務を淡々と進めるだけではなくて、実際に今の現場でどういう状況になっているのかということをは是非しっかりつかんでいただいて、高齢者の立場に立った運営をされるように求めておきます。以上で意見を付して、平成２０年度の決算の承認には賛成といたします。以上です。

○議長（土井哲男） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ないものと認め、討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり認定することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男） 起立総数。よって、本件は認定されました。

△日程第１５ 「議案第２０号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」

○議長（土井哲男） 次に日程第１５「議案第２０号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」を議題とします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

「議案第２０号 広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例の一部改正について」でございます。

議案資料の６ページをご覧ください。

概要といたしましては「広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例」の第１条の２，「被保険者とししない者」を補足追加して、条例の一部改正を行うものでございます。

内容を説明いたします。

現在、後期高齢者医療の適用除外について、「後期高齢者医療制度施行日前日において、広島原爆養護ホームに入所している者であって、国民健康保険の被保険者でないものは、後期高齢者医療の被保険者とししない。」と定めています。

しかし、後期高齢者医療制度施行日以降に当該施設に入所する者で、入所前まで生活保護法に基づく保護を受けていた者は、現状では当該施設へ入所することにより医療費を含む生活費の負担がなくなるため、生活保護が廃止され、後期高齢者医療制度の被保険者となります。

これらの者の収入状況を勘案して、広域連合長が適当と認めた者につきましては、適用除外の要件を追加するものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男） これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手をし、議席番号を教えてください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ないものと認め、質疑を終結いたします。
ご討論願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ないものと認め、討論終結いたします。
本件を採決いたします。
本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男） 起立総員。よって、本件は可決されました。

△日程第１６ 「議案第２１号 平成２１年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）」

○議長（土井哲男） 次に、日程第１６「議案第２１号 平成２１年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）」を議題といたします。

本件の説明を求めます。

広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

「議案第２１号 平成２１年度広島県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算（第１号）について」でございます。

恐れ入ります。議案書の４８ページをご覧ください。

平成２１年度一般会計補正予算（第１号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ１億４,０４５万２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ１２億２,３９５万５千円とするものでございます。

続いて、議案書の４９ページをお開きください。

この補正の内容といたしまして、歳入では、「３款 県支出金」,「１項 県負担

金」に26万7千円を追加。

これは、平成20年度の保険料不均一賦課県負担金の精算に伴う追加交付分を計上するものでございます。

次に、「7款 繰越金」、「1項 繰越金」に1億4,018万5千円を追加。

これは、平成20年度の一般会計決算剰余金を全額計上するものでございます。

続きまして、50ページの歳出に移ります。

50ページの下欄の「3款 民生費」、「1項 社会福祉費」に1,338万4千円を追加しております。

これは、後期高齢者医療特別会計における事業執行に必要な予算の補正を行うに当たり、その財源とするための特別会計への繰出金でございます。

その上の「2款 総務費」、「1項 総務管理費」に1億2,706万8千円を追加するものです。

これは、歳入補正額から先ほどの繰出金補正額を差し引いた残額を財政調整基金へ積み立てるものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男） これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手をし、議席番号を教えてください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ないものと認め、質疑を終結いたします。

ご討論願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ないものと認め、本件の討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男） 起立総員。よって、本件は可決されました。

者医療特別会計補正予算（第３号）」

○議長（土井哲男） 次に、日程第１７「議案２２号 平成２１年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」を議題とします。

本件の説明を求めます。広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） ただ今上程されました議案につきまして、ご説明申し上げます。

「議案第２２号 平成２１年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）」について」でございます。

恐れ入ります。議案書の５１ページをご覧ください。

平成２１年度広島県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）は、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ４６億８,５８１万７千円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ３,２５４億７,６８９万２千円とするものでございます。

この補正の主な内容といたしましては、平成２０年度の負担金、補助金等の精算に伴う追加交付又は返還金を、それぞれ歳入歳出予算に計上したほか、基金への積立金や、後発医薬品の普及啓発、及び後期高齢者医療制度の周知・広報活動等にかかる事務費の計上等となっております。

続きまして、５２ページをお開きください。

歳入でございますが、「１款 市町支出金」から「１１款 繰越金」までの７つの款で補正額を計上しておりますが、このうち、「２款 国庫支出金」のうちの「２項 国庫補助金」、「８款 繰入金」、「１１款 繰越金」を除き、全て平成２０年度の負担金、補助金等の精算に伴い、追加交付となったものを計上したものでございます。

「２款 国庫支出金」「２項 国庫補助金」に１,６７５万円を追加するものでございますが、これは、後発医薬品の普及促進に係る事務費への補助金を追加したものでございます。

「８款 繰入金」「１項 一般会計繰入金」に１,３３８万４千円、「２項 基金繰入金」に１,７２７万４千円を追加しておりますが、これらは、歳出の事務費の財源とするため、一般会計及び後期高齢者医療臨時特例基金から繰り入れるものでございます。

「１１款 繰越金」「１項 繰越金」に１８億７,９３７万２千円を追加するものでございますが、これは、前年度からの繰越金を全額予算計上したものでございます。

続きまして、５３ページをお開きください。

歳出でございますが、「１款 総務費」「１項 総務管理費」に４,７４０万８千円を追加するものでございます。

これは、後発医薬品の普及促進や、広報事業に係る印刷製本費、通信運搬費、備品購入費等の事務費を計上したものでございます。

１段とばしまして、「８款 諸支出金」「１項 償還金及び還付加算金」に３８億１,２９８万２千円を追加するものでございますが、これは、平成２０年度の負担金、補助金等の精算に伴う、広域連合からの返還金を計上したものでございます。

「6款 基金積立金」「1項 基金積立金」に8億2,542万7千円を追加するものですが、これは、歳入補正総額から、歳出の「1款 総務費」及び「8款 諸支出金」の補正額を差し引いた残りを全額給付準備基金へ積み立てるものでございます。

以上、上程されました議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、ご審議の上、議決を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（土井哲男） これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手をし、議席番号を教えてください。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ないものと認め、質疑を終結いたします。

質疑を終結いたします。

ご討論願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ないものと認め、本件の討論を終結いたします。

本件を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男） 起立総員。よって、本件は可決されました。

△日程第18「一般質問」

○議長（土井哲男） 次に、日程第18「一般質問」について議題とします。

3番馬庭議員、4番中森議員、13番木村議員、21番前田議員、28番小林議員より発言の通告がございました。

なお、申し合わせにより、議席番号順に質問をお願いします。

3番馬庭議員。

◆3番（馬庭恭子議員） 議長3番です。時間がございませんので、簡潔に質問をさせていただきますと思います。まず先ほど専決処分のことがありましたが、通告しておきましたけれども、1番最初の専決処分が非常に多いのはどうなっているのか、ということは、先ほどご答弁いただきましたので、結構でございます。次にですね、専

決処分の私は金額基準がどうなっているのかと思ひまして。補正予算のところでもすぐ出ておりますし、あと少ない金額でも、５７０万円というふうに専決処分のところを見ておひまして、その金額をどういうふうに基準にして専決処分したか、こう基準があるのではないかとおひしておりますので、その辺のご意見をお聞きしたいと思ひます。

次に、健康診査の受診率でございますが、５．６６％と非常に低い数値がでておひまして、これたぶん市町でかなり差があるのではないのかな、とおひのですが、この受診率の低いことの原因分析と今後どういうふうにおひ組ひになる予定なのか、そのことをおひしたいと思ひます。

最後になりますけれども、監査報告について、ご意見をおひしたいと思ひます。監査報告について、この監査報告の日付が９月１１日になっておひます。既に選挙も終わひまして既に新政権になっているわけですけれども、監査報告の意見を読みますと、安定的な運営をこれからも図るように、とおひしておりますが、新政権はこの後期高齢者医療制度を廃止するという文言なので、監査委員のお言葉の中で引き続き安定的な運営を図るとともに周知を図るようにとおひされているのは若干違和感がありますので、その辺を監査委員として、今後の方向性を、一体どういうふう理解されて述べられたのかということと、もう一点はですね、監査委員が１人でハンコを押しておひられます。監査報告、色々今日も３部の報告書が出ておひますけれども、そのときも監査委員が本当に１人でハンコを押していらっしやるのですけれども、先ほどのご説明の中でもやむを得ぬことで、一人監査委員がいなくなったので、ということでございましたけれども、本当に監査委員が１人でよかったのか、というその振替をどう考えられているのか。本来なら、１名なくなったときにですね、臨時議會を開いて、選任をするとか、あってもよかったのではないかと、本当に１人の監査委員で監査として成り立っていくのか、ということをおひどのようにおひえになっておひられるのか、それから監査委員条例を見ましても、一人不在のことについては書かれてなくて、一人でもよしとして、監査委員１人でもよいということをおひ、どういうふう決めてよしとしたのか、その辺のことをおひしたいと思ひます。以上でございます。

○議長（土井哲男） 当局の答弁を求めます。広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） まず、専決処分の金額基準についてでございますが、地方自治法では、第１８０条におきまして輕易な事項で、議決により指定したものについては、長において専決処分ができる規定がありますけれども、広域連合では、現在その指定した事項を定めてはおりません。そのため議決案件については、いずれも同法の１７９条の規定を適用することになっておひます。

従って、今回の定例会で専決処分の承認をいただく議案は、いずれも同法第１７９条第１項の規定により、議會を召集する時間的な余裕がなかったことによるものでございます。

県や市町は条例などによりまして、低額の損害賠償や一定金額以下の変更契約などの輕易な事項を専決処分できるよう定めておひますけれども、広域連合では同様な事例

が少ないと考えておりまして、現時点では、専決処分金額基準を定める必要はないのではないかと考えております。今後運営するなかで必要があれば、また検討していかなければいけないかな、というふうに考えているところでございます。

それから健康診査の受診率が低い、その原因はということでございますが、確かに市や町によって、かなり健康診査の受診率に差があるもの事実でございます。健康診査の受診率について、平成20年度、広島県における後期高齢者医療の健康診査受診率は、平均しまして5.66%ということで全国的にみましても低い状況でございます。

この原因としては、ひとつには広島県は、医療機関の数が多く交通アクセスも容易であることから、受診率が高いので健診項目の一部の検査を既に受けていらっしゃる被保険者が多いのではないかと、あるいは被爆者健康診断を受診される方が多い、こういったことが理由となって健診率が低いのではないかと、考えているところでございます。健康診査の受診率が低いということで今後どうしていくか、ということですが、健康診査の受診率向上への取組みについては、生活習慣病の早期発見・予防のためには、健康診査が有効であると考えられますので、引き続き広報に努めますとともに、受診率の高い市町の取組みを参考にさせていただき、受診率の向上につなげたいと考えております。

○議長（土井哲男） 代表監査委員。

◎代表監査委員（高見貞四郎） 監査委員の報告につきまして、監査委員の意見が今後の方向性を理解しているのかどうか、という御意見でございました。民主党が政権与党になりまして、今後この制度が廃止されるという議論が進むと考えられるわけですが、しかし現在この制度が継続している間は医療費の適正化、あるいは保健事業の推進に引き続き取り組む必要がございます。また、議員もご承知のとおり、高齢者の医療制度というのは、なかなか複雑な点多々ございますので、それから、また新たに被保険者となられる高齢者もこれから多く該当するということもございますので、制度が継続している間はその周知が必要だ、というふうに考えております。そういったことで今回の決算意見書は以上のようなことを考えながら、提出させていただきました。それから監査委員がひとりでもいいのかどうか、ということにつきましては、事務局長から答弁させます。

○議長（土井哲男） 事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） 次に監査報告に監査委員が一名の記名しか無かったということでございますけれども、平成21年6月19日付けで、監査委員でありました山本議員から議員の辞職届けが提出され、同日付で監査委員の辞職届も提出されたため、議員選出の監査委員が不在になり、決算審査の時点で監査委員が1名となったものでございます。新たに、監査委員の選任を行うためには、議会の同意が必要ということでございますので、議会の招集が必要なわけですが、私どもといたしま

しては、臨時議会等の召集も検討いたしましたが、ちょうど、その時期は、衆議院の解散に伴う総選挙の日程が混沌としておりまして、なかなか議会の開催が困難な状況であると見込まれましたため、止むなく平成20年度の決算審査を1名の監査委員により行ったものでございます。

決算審査につきましては、やはり重要な事項でございますので、今年度は例外的な措置ですが、来年度からは2名で決算監査を行っていただくよう進めていきたいと考えております。

○議長（土井哲男） 馬庭議員。

◆3番（馬庭恭子議員） ご説明いただいたんですが、ひとつ確認というか、したいんですが、結局やむなく監査委員が一人で、ということなんでございますが、要するに総選挙があってバタバタしていたので臨時議会が開かれなかった。従って、一人の監査委員で決をとった、という形で、今回でてきているんですが、それが止むを得ないで、本当に良かったのかどうか、というところは、例えば広島市の場合でも監査委員が一人で、一方が、こちら方がいないという形で出てくるということ自体ちょっと考えられないことだったものですから、お伺いしたのですが、やはり本来臨時議会を開いて、きちっとすべきではなかったのか、と思うのですが、その辺は、止むなくということですが、止むなくが、これが本当に法的に、止むなくで良かったのかということはどうにお考えでしょうか。

○議長（土井哲男） 事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） 地方自治法上はお一人の監査委員でも法律的には問題ないと考えておりますけれども、決して好ましい状態ではない、と考えております。今後監査委員の選任や監査実施に当たりましては、きちんとした対応を考えていきたいと思っております。

○議長（土井哲男） 次の一般質問に移ります。

4番中森議員。

◆4番（中森辰一議員） 4番。政治的なことも含めて一般質問させていただきたい。ご承知のとおり政権が変わりましたが、民主党は他の野党と共同で、この医療制度の廃止法案を提出し、参議院で可決させております。連合長は、この制度が、必要だという考えの答弁が以前ございましたが、国民全体はこの制度は廃止すべき、ということではないのかと思います。この制度については、これまでいくつか制度上の問題点を指摘してきてまいりました。結局のところ、前の政権の下、高齢者の命や健康をしっかり守ることよりも高齢者の医療に対する政府支出をいかに抑制するかを目的とした制度になっていると認識しております。長寿を祝うどころか、長生きしたくないと思わせるような制度になってしまっている。

新政権は、今の制度に変わりうる新しい制度の検討を指示しております。私は、当面、元の老人保健制度に戻すべきだと考えていますが、現制度について問題点はないのか、改めて連合長のお考えを伺いしたいと思います。

次に、この制度がスタートする前後に、市町の当局には、制度に対する当事者の方々の疑問や怒りの声が次々と大量に突きつけられまして大変でした。全国で同様の事態が起きておりましたけれども、こうした思い、要するに制度に対する怒りや拒否感が、制度の廃止を掲げた民主党への期待となったのではないかと思うわけですが、どのようにお考えでしょうか。

次に制度が始まってから来年は3年目になります。制度のしくみでは、来年4月から、75歳以上の方の人口や、かかった医療費が増えますと、保険料が引き上げられることになっております。

現在、保険料を試算しておられるのではないかと思います。保険料引き上げの要素となる人口の動きや医療費の動きはどのようになっているのでしょうか。

また、東京都広域連合の試算では、保険料が引き上げになると聞いております。広島県では、実際に引き上げになるのかどうか、お考えを伺います。また、引き上げになるのであれば、どの程度の引き上げ幅になるとお考えなのでしょうか。分かればお答え願いたい。

次に本制度は、始まる前から姥捨て山だと強烈に批判をされて、前の政権は、制度が始まった最初から負担軽減策を行わざるを得ませんでした。

そのために、たびたび条例改正案や補正予算案をこの議会でも審議いたしました。今回も同様であります。

こうした負担軽減策はいずれも時限措置ですけれども、本制度が来年度以降も継続ということになれば、これらの制度の適用を受けた方は保険料が跳ね上がることになります。新しい政権は軽減措置を続けることを検討すると述べているようですけれども、先ほど要望はしたわけですが、本広域連合としても国に対してこの点について要請を行うことと、継続するのであれば、これまでのようなつぎはぎのようなやり方ではなくて、来年度予算に反映できるようにきちんと措置することを強く要請すべきだと思いますが、どうされるのか、答弁を求めています。以上です。

○議長（土井哲男） 当局の答弁を求めます。連合長。

◎伊藤連合長（伊藤吉和） 広域連合は、後期高齢者医療の事務を円滑に運営するための組織でございまして、基本的にその基盤である現行制度そのものの当否だとか課題についてなかなか申し上げる立場にはございませんが、この後期高齢者医療制度は、少子高齢社会の中にあって増大する一方の医療費を国民全体で支え国民皆保険を維持していくための目的で10年以上の議論を経て施行されたものでございまして、「高齢者と現役世代の負担の明確化」、「都道府県単位の運営による保険料負担の公平化」、「財政基盤の安定性」といった制度の根幹は、私は維持していく必要がある、これは変えようがないと考えています。

なお、以前の老人保健制度に戻すべきだというお話でございしますが、これに

についてはあらゆる面から考えて、これは現実的ではないと認識しておりますし、報道などによりましても、新制度にというのが、新政権の方向のようでございますし、それには相当の時間がかかるわけでございますし、それまでは、現制度を維持することになると考えております。

それから、制度への批判が民主党への期待につながったのではないかというご質問でございましたけれども、先ほど申し上げましたように我々は広島県の制度の実施主体でございまして、制度を作ったわけではございませんし、そのような質問になかなかお答えはしにくいわけでございます。ただ民主党のマニフェストでは、「後期高齢者医療制度は廃止」とされておりまして、最終的にはそちらの方向で議論が進むものと考えてはおります。しかし、それまでは制度の実施主体として、今の制度を円滑に運営していかなければなりません。今後、国の動向を注意深く見守っていきたいと思っております。以上です。

○議長（土井哲男） 事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） 保険料の引き上げの要素となります、人口や医療費の動きについての質問でございますが、まず、被保険者人口の動きについてご説明いたします。

まず、平成19年度と20年度の比較でございますが、平成20年度の平均被保険者数は32万3,967人で、平成19年度老人保健制度における平均被保険者数31万9,946人に比べますと、4,021人、率にすると約1.3%の増加となっております。

次に、平成20年度と21年度の比較でございますが、平成21年3月から10月までの平均被保険者数は33万563人で、平成20年度平均被保険者数と比べますと、6,596人、率にしますと約2.0%の増加となっております。

次に、医療費の動きについてご説明申し上げます。

平成20年度後期高齢者医療制度の医療費総額は2,936億3,101万4,894円でございますが、これは制度が始まったのが平成20年4月からでございますので、平成21年2月診療分までの11ヶ月分の集計値となっております。

平成19年度老人保健制度における医療費総額は3,202億505万5千円でしたので、月平均額を算出して比較をいたしますと、平成19年度は266億8,375万5千円、平成20年度は266億9,372万8,627円となり、若干ではございますが、こちらも増加傾向にあります。

次に保険料の引き上げ幅についてです。現在、平成20年度実績値や国から示されました基準値を基に、新保険料率の試算作業を行っている最中でございますが、実際には、11月初旬に暫定の試算結果を国に報告した後、厚生労働省において全国規模での集約・保険料額等の比較を行い、12月になりまして国からの新保険料率算定に使用する確定数値の提示を待って、初めて広域連合において新保険料率の算出と、市町ごとの保険料負担金の試算及び提示を行うことができる運びとなっております。

また、診療報酬の引き上げ等も検討されているようでございますが、こうした要因

も、今後保険料率算定に加味していくことになろうかと考えております。

さらに、現在、政府におきまして、保険料率改定に伴う被保険者の保険料負担増を緩和する措置として、国費の投入等も検討されているようでございますが、詳細についてはまだ示されておられません。

従いまして、現在の保険料率と比較した増減幅については、現時点ではお示しすることができません。

それから保険料の負担軽減措置を来年度の予算編成に反映されるよう要望すべきではないかということですが、保険料の負担軽減措置でございますが、報道によりますと、国は「新制度以降までの間、所得の低い方に対する現行の負担軽減措置は継続することとし、このための経費として来年度概算要求に3,000億円程度を盛り込む方針を固めた。」とされております。

今後の国政レベルでの議論や動向を慎重に見守ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（土井哲男） 中森議員。

◆4番（中森辰一議員） ありがとうございます。今の答弁を伺ったところでは、現状のままでいきますと負担軽減措置は別にいたしましても保険料は引き上げになっていかざるを得ないのかなというふうな受け止め方をしました。その点を先ほどの答弁の中でも色々検討をされているようなことも言われておりましたけれども、ぜひその辺も要請をしていただきたいと思っておりますので、この点は要望しておきたいと思っております。以上です。

○議長（土井哲男） 本日の会議時間は議事の都合により、あらかじめ延長いたします。ご了承ください。

次の一般質問に移ります。

13番木村議員。

◆13番（木村春雄議員） 13番木村です。3点ほど通告しておりますが、重複しております部分がありますので、その部分は簡単に説明をお願いしたいと思います。まず一つ目は、20年度の決算及び21年度の補正予算に関して、3点ほど通告しておりますので、お伺いしたいと思います。

まず、1点目は保険料の見直しは2年ごとに行われる事となって来年度はその年となっておりますが、保険料の算定に影響のある収納率及び医療費の伸びについて、平成20年度との見込みと比べてどうであったかお伺いするような通告をしておりますが、先ほど4番議員さんのほうで決算のときも一般質問のときもちょっと重複しておるところがありました。それで私のほうで聞きたいのは、いわゆる今の収納率については、お答えがございましたが、医療費の伸びについてお聞きしたいと思いますし、収納率と医療費の20年度との決算での当初の見込みと比べてどうであったかというのを簡単にお答えいただきたいと思います。

2点目は、広島県の被保険者の1人当たりの医療費の額は全国でも上位、5位と聞いておりますが、現在の保険料率決定の際には、被保険者の負担をできる限り低く考えられて設定されたこととは思いますが、来年度の保険料の見直しについての見込みどうかということでございますが、これも4番議員さんがお聞きになりました。

それで11月の中旬に、決定した広島県の試算といいますか、これを出されて、国の指示を待つ、また新政権での軽減の措置等を勘案するということでございますが、再度、今の状況を新政権の状況等を含めて上がる、アップするのか、それとも現状か、下がるのか、答えられる範囲で簡単をお願いをしたいと思っております。

3点目については、徴収については市町の事務となっておりますのでございますが、広域連合として収納率向上のための取り組みを実施されるお考えはないのかをお伺いしたいと思います。以上3点でございますが、簡単をお願いしたいと思います。

○議長（土井哲男） 当局の答弁を求めます。広域連合事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） 保険料の算定に当たりましてどのようなスケジュールでやっているか説明させていただきます。

保険料率の算定につきましては、今年7月に国から示されました保険料率算定に係るスケジュールというのがございまして、これに沿って、算定事務を進めているところでございますけれども、まず、第1段階として、9月に国から示されます保険料率算定の基礎となる、被保険者数の伸び率や医療費・医療給付費の伸び率等の数値を参考に、広域連合において、まず暫定の試算処理を行う。

次に、第2段階といたしまして、11月に、私ども広域連合から新保険料率の暫定試算結果を国に報告したうえで、今度は国のほうが集約・保険料額等の比較を行いまして、第3段階として、12月に国からそうしたデータを基に新保険料率の算定に使用する確定数値の提示があつて、ここで初めて市町ごとの新保険料率、保険料負担金の試算を行なうことが可能になるわけでございます。こうした保険料率の算定に当たりましては、まず毎年度の医療費の推計、あるいは高齢者人口の推計、それから、もう1点は先ほど少し触れましたけれども診療報酬の改定、それから国のその他諸々の新たな施策等があればそういったものも入れて、保険料の試算を行わなければならない、と考えております。いずれにしても単純に考えますと、やはり、上昇傾向になるかと思っております。現在の保険料というのは厳しい中でぎりぎりの保険料の設定をしてきたのですが、平成22・23年度につきましては色々な状況からいえば上昇の傾向かなと考えております。しかしながら、先ほどちょっと触れましたように、国のほうにおきましては保険料率改定に伴う被保険者の保険料の負担を緩和する措置として検討されているようでございますので、そういった国の動きを慎重に見守りながら保険料率を決めていかなければと考えているところでございます。

次に、広域連合として収納率向上のための取り組み内容でございますけれども、この度、県・市町と協議を経まして、『平成21年度 広島県後期高齢者医療保険料収納対策実施計画』というものを策定したところでございます。

この実施計画に基づき、県・市町・広域連合、3者でそれぞれの取り組みを実施する

ことにより、制度の安定的な運用を図るとともに、被保険者間の負担の公平を図り、支援金等を負担されている若年世代の理解を得ることができるようになりたいと考えております。

なお、この実施計画に基づく広域連合としての取組みは、市町への未納者数情報等の提供、収納率が低い市町に対する収納率の高い自治体の取組状況等の情報提供や県に対する助言を依頼する、あるいは被保険者に対する納付促進のためのパンフレット等作成・配布などを考えているところでございます。以上でございます。

○議長（土井哲男） 木村議員。

◆ 13 番（木村春雄議員） 20 年度の見込みと決算のことを伺いたんですが、収納率の見込み、医療費の見込みと実際の決算。このお答えがなかったと思いますし、保険料の見直しについては上昇の方向であるが、しかしながら国の動向によっては、ということですが、この国の動向では軽減策に必要な財源がだいたい 3,100 億円くらい以上を考えておられるようですが、それがあつたときには、それでも上昇になるのかどうか、ということですね。そして、上昇については早急に市町に何かかからないような方向で広域連合で充分検討をして、やっていただきたいという事をお願いしたいと思います。

○議長（土井哲男） 事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） すみません。お尋ねの収納率と医療費の伸び率について答弁が洩れておりました。国に報告しております平成 20 年度の決算収納率は、県全体では 99.17%，全国で 12 番目ということになっております。このうち特別徴収、いわゆる年金天引き分につきましては、収納率これは 100%でございますけれども、納付書や口座振替で納めていただく普通徴収分は 97.68%，全国で上位 11 番目となっております。

見込みでございますけれども、平成 20・21 年度保険料率算定時の見込みといえますか、予定収納率は、全体で 99.6%，普通徴収分は 98%を見込んでおりましたので、若干これを下回っております。今後とも収納対策の充実に努めてまいりたいと考えております。

次に医療費の伸び率ですが、平成 20・21 年度保険料率算定時におきましては国から示された基準値を使用しておりまして、その基準値を基に平成 20・21 年度見込み額を算定しているところでございます。

平成 20 年度医療費の見込額は、2,781 億 2,997 万 7,028 円でございますが、これは、平成 18 年度老人医療給付費に 4.8%増の 1.048 を乗じたうえで、事業期間が平成 20 年度は、4 月から 2 月までの 11 ヶ月でございますので、12 分の 11 を乗じて求めております。これに対し、平成 20 年度の実績値は 2,651 億 9,160 万 6,951 円でございますので、これは当初見込んだ額の 95.35%となっております。私どもが当初見込みました見込み額を大きく下回っているところでございます。

それから保険料の収納対策につきましては、私どもと市町が協力し・あるいは助言をうけながら連携して収納対策の充実を取り組んでいきたいと考えています。以上です。

○議長（土井哲男） 次の一般質問に移ります。

21番前田議員。

◆21番（前田勝男議員） 21番前田です。冒頭連合長の挨拶にもございましたが、通告書を出しておりますので、そのまま読ませていただきます。

昨年4月から後期高齢者医療制度が実施されました。この制度は75歳以上の高齢者等を対象とする、他の健康保険とは独立した医療保険制度です。

先の衆議院総選挙で政権が交代し、新政府は制度そのもののあり方、制度の撤廃という方針を打ち出していますが、国保と被用者保険を脱退させられ後期高齢者医療制度として別建てとした理由について、広島県後期高齢者医療広域連合の見解をお尋ねします。

次に組合健保や政管健保からの「後期高齢者支援金」は、これまで老人保健制度への拠出金から増額され、また、市町村国保を含めて現役世代の保険料の値上げの動きも出ています。

これらの状況を踏まえ、国民全てが安心できる医療制度を構築するために、後期高齢者医療制度、国民健康保険制度の一本化の必要があると考えます。広島県後期高齢者医療広域連合の見解をお尋ねします。以上でございます。

○議長（土井哲男） 連合長。

◎広域連合長 少し順番は変わりますが、私のほうから、ご質問についてお答えしたいと思います。

この後期高齢者医療制度と国民健康保険制度の一本化というのは、以前からも将来の制度改正の可能性として、議論があったわけございまして、それでもかなり変更の大きい制度改正だと思いますが、色々言われている中ではやや有力な選択肢の一つではないかな、と感じております。しかし、政権与党となった民主党は、「後期高齢者医療制度は廃止」といたしておるわけでして、この廃止するという議論と、一本化するという議論によって、現制度がそのまま廃止になるのかということは、よくわからないところでございまして、最終的には今後時間をかけて新制度ができあがっていくのだと思っております。いずれにしても新制度の新設にあたっては、そういった可能性を含めて、全国の広域連合でありますとか市町村の意見を十分に汲んでいただいて、被保険者や現場が混乱することのないようぜひ進めたいと考えています。以上です。

○議長（土井哲男） よろしいですか。

◆ 21 番（前田勝男議員） はい。いいです。

○議長（土井哲男） 次の一般質問に移ります。

28 番小林議員。

◆ 28 番（小林貢議員） 28 番です。私は 3 点お伺いしたいと思いますが、先ほど 1 点目については、色々と同僚議員からご質問がございました。ありましたが、私は私なりの、質問をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

1 点目は後期高齢者医療制度の今後についてでございます。通告とは若干異なっておりますので、私の原稿によって進めさせていただきます。

政権交代後の当面、従来どおりの運営に変更はあるか、ないか。また、あるとすれば、どのようなことが想定できるのか。という点についてお尋ねします。

広域連合では、所期の目的達成等々「今後の運営を安定させる」とされておるところですが、民主党選挙マニフェストでは「後期高齢者医療制度を廃止する」と掲げております。全国 1,360 万人の加入者をもつ後期高齢者医療制度について民主党の衆議院議員選挙前の国会論戦では後期高齢者医療の前身である老人保健制度の復活を主張していたところですが、老健制度では給付と負担が不明瞭であるため、現役世代の将来負担の向上はあるべきではないと指摘されたため、方針の転換をいたしました。前自民政権下では、枠組みが一切低所得者への負担軽減策などの修正にとどまっております。そこで政権交代した民主党では 10 月中に検討会議を設置し、当制度開始の 5 年後の平成 24 年度末に当後期高齢者医療制度を廃止し、翌年度、平成 25 年度に新制度に移行することを目標に掲げております。その中で開始までの間、現行保険料負担軽減策を続行し、2010 年度、来年度、平成 22 年度は 2 年分の保険料の改定に当たり、保険料の上昇が予想されるため、抑制のための国費投入も継続するとの方針でございます。2008 年 4 月、導入したこの制度は、75 歳で区分したことから姥捨て山などの批判が起きたため、新制度では 1 つには現在のような年齢区分を止める。2 つに以前の老人保健制度には戻さない。3 つに後期医療廃止に伴う国民健康保険の負担増は国が支援する。4 つに個々の高齢者に急激な負担増がないようにする、等の基本方針を成しております。そこで本広域連合では、新政権に何を提案していくのか、お訊ねをしたいと思います。

次の点は、市町保険料は乖離率に応じて賦課することが、公平・平等であり、そのように見直すべきである、という観点から質問いたします。

現行保険料は、制度開始前の老人保健制度時の医療費の 15 年度から 17 年度の 3 年間の平均乖離率をもとに、後期高齢者医療制度施行 6 年間は不均一賦課方式として経過措置されているが、その後は均一とすることとなっております。

その減額の財源は、国と県が折半で負担することとなっております。しかし、なお、依然として、20 年度も各市町の医療費の格差は以前の老人保健制度同時に乖離した以上であり、乖離率が高い自治体では 22.1%，低い自治体では -26.9% まで、実に 49% の格差が生じております。一人当たりの医療費でみると実に 394 千円の高低差があります。格差が更に生じる原因は何だと理解されているか、伺っておきます。

又、この格差に対しての、均一負担とは如何にも不公平、可哀想であり、その状況を踏まえて乖離率に沿った賦課が当然の措置であると考えます。その趣旨に沿い当面22年度分保険料をみなすべきであると考えます。お答えをいただきたいと思います。

3番目に現行では、乖離率20%以上を大枠とした不均一賦課方式としているところですが、20年度の乖離率及びその各自治体数は乖離率20%以上が1自治体、5～10%未満が3自治体、0～5%未満が5自治体、－5～0%が6自治体、－10～－5%が2自治体、－15～－10%が4自治体、－20～－15%が1自治体、－25%未満が1自治体であります。見直しは、10%単位程度にランク細分化すべきではないかと提案しておき、1回目の質問といたします。

なお、数字をあげましたが、私の数字と、それは違うというのがあればご指摘いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（土井哲男） 広域連合長。

◎伊藤連合長（伊藤吉和） お答え申し上げたいと思います。

本制度の今後についてでございますが、政権交代後の、従来どおりの運営に何か大きな変更はないものかと、また、今後廃止といいますか、新制度に対して何を期待しているのか、という質問でございましたが、変更がないかどうか、ということにつきましては、まさに我々が一番聞きたいことでございまして、我々としては、現在の定着しつつあるこの制度を着実・安定的に運営していきたいと考えており、それが現実的な方法であると考えております。しかしながら今回の選挙において、政権与党となった民主党は、「廃止」としてございまして、民主・社民・国民新党の3党合意書でも廃止が掲げられているわけです。しかしながら報道などによりますと、廃止といっても、平成24年度末に、新たな制度を創設することについて検討をすると、また新たな制度がどんな制度なのかといったことも、ご紹介いただいたような大まかな方向といえましょうか、当然のことが言われているだけで、こういった形になるかは言い切れないのが現状です。

従いまして、新しい制度ができるまでの間は、相当、長期間となると思いますが、それまでは、現行制度が存続するわけございまして、私どもといたしましては、引き続き、現在の後期高齢者医療制度の適正な運営に努めるしかない、と思います。今後、新しい政権下で、どんな新制度をつくるのかという議論が進むものと思っておりますけれども、何を提案するかについては、とにかく現実的で、現場をかかえているわけですので、斬新的な、まるっきりひっくり返すような形ではなく、漸進的な制度にして、全国の広域連合や市町村が十分に対応できるようなものにしていただきたいと思います。私からは以上でございます。

○議長（土井哲男） 事務局長。

◎広域連合事務局長（奥和彦） 市町の保険料につきましては、乖離率を導入してそれに応じて賦課するように見直すべき、ということだろうと思います。ご承知のとおり

り『後期高齢者医療に関する条例』第7条では「所得割率及び被保険者均等割額は、広域連合の全区域にわたって均一であること」が規定されておりますけれども、賦課特例といたしまして条例附則第5条及び第6条で、賦課特例を行う期間とその対象市町、経過的調整率、所得割率及び被保険者均等割額等が規定されております。

この賦課特例による不均一保険料率は『高齢者の医療の確保に関する法律』附則第14条に基づき、被保険者に係る療養の給付等に要する費用の額が著しく低い市町村が対象となり、国が示した基準では、制度施行前3年間、平成15～17年度の間でございまして、一人当たり平均老人医療給付費実績が、広域連合における当該期間の一人当たり平均老人医療給付費に対して20%以上低く乖離していた市町が対象となり、当広域連合では神石高原町のみが対象となっております。

この規定は、平成20年度から25年度までの6年間、保険料率を2年度ごと段階的に調整する特例措置でございまして、その軽減に係る保険料相当額については、国及び県が2分の1ずつ負担することで神石高原町以外の被保険者に影響しないことから、円滑な制度導入を図るため不均一保険料率を適用するという後期高齢者医療広域連合運営審議会答申をいただき、平成19年11月30日開催の平成19年第3回広域連合議会定例会において関連条例が議決されているところでございます。

さきに申し上げましたとおり、『後期高齢者医療に関する条例』だけでなく『高齢者の医療の確保に関する法律』でも保険料率については広域連合の全区域にわたって均一であることが原則として謳われております。制度移行による激変緩和措置として、広島県においては平成20年度からの6年間、神石高原町のみ不均一保険料率を法令の規定により適用しているものでございます。

また、市町における一人当たり医療費に格差があることは十分承知しております。これは医療機関への近接性による要素が大きいと考えられます。医療機関へのアクセスを導入するため神石高原町におかれてはお出かけタクシーや巡回診療を導入する対策などをとっておられることは承知いたしているところでございます。しかしながら従来の市町単位の保険財政運営を安定させることが後期高齢者医療制度を導入しました大きな目的の1つでございまして、保険者単位での保険料の均一賦課とするのが原則であると考えられますのでご理解の程よろしく願いいたします。なお平成22、23年度の保険料につきましては、現在算定作業を行っている最中でございますけれども、神石高原町については平成19年度の運営審議会答申に従い、新たに設定される均一保険料率の6.75%を減額する予定としております。

次に不均一賦課方式を10%単位にランクわけして見直すべきではないかというご提案でございまして、ご承知のとおり、賦課特例の根拠は『高齢者の医療の確保に関する法律』でございまして、国が示した基準に照らして、神石高原町のみを対象といたしておるわけでございます。従いまして、広域連合が独自に設定する乖離率の乖離率基準により、不均一保険料率を設定することは現行法では極めて困難ではないかと考えております。今後不均一保険料率の設定に係ります基準につきまして今後改定等あれば、見直しを検討するとともに適切に対応したいと考えております。以上です。

○議長（土井哲男） 小林議員。

◆28番（小林貢議員） 28番。1点目、3点目については理解いたしましたので、2点目について乖離率に応じて賦課すべきと公平・平等であるということをお願いしたわけですが、1人当たりの医療費の保険者負担ですが、広域連合では80万5千いくらかである。自治体の最高がですね、先ほど%で述べましたが、98万2千円、3千円弱でございます。広域連合の80万5千円に比べますと22.1%多いということでございます。平均しますと17万7千580円多いということになりますし、最低は先ほど若干触れられましたが、神石高原町で58万8千500円。広域連合が80万5千円ですから、-26.9%です。そうしますと21万6千円も違うわけです。こういった中で、これを合計しますと。現実にはプラスマイナス49%の上と下では、高いほうと低いほうでは49%の差があるわけです。これがですね。今の10%、20年21年度11.5%、22年23年が6.3%、24年25年が3.4%。この負担率というのはですね。いかにも不公平であります。私、先ほどお尋ねしたこの負担率、乖離率の差があるのは、何なのかということをお尋ねしたわけですが、市部で健診を受けると言うのも1つの方法であります。やはり周辺地は医療機関に恵まれない、我慢を結構しなければならない、というわけです。そうしますと、やはり環境がいいところだけはしっかりと医療もある、そうすると早期にかかるということもあるがゆえに、保険医療費も掛かるということが実態ではないか、そのような地域に住んでいる者とすれば、これについては、やはり公平性を考えていただきたい。ですから当初の、この制度ができる当初の広域連合の数字と、現在の数字は想像がつかない、今の49%の差、ギャップが生じているのです。この点について十分考慮に入れていただいて22年度からの保険料について検討をしていただきたいのです。

○議長（土井哲男） よろしいですか。どうぞ。

◎伊藤連合長（伊藤吉和） 先ほど、局長のほうからお答えしたのであまりないですけど、議員のご指摘のように乖離率について、地域によって差があるわけですしそれに従って保険料を変えというのは心情的には理解できる場所ではないか、と思っております。しかしながら乖離率については、単位をどの大きさでとるかということで、まったく料率が変わってくるわけですし、細かくとればきりがなく、というわけでございます。そして、基本的には医療保険関係の単位として、県の単位を選択しているわけですし、基本的に県で統一にするという大前提があるわけです。そうはいっても県も広くございますので、今決めているのは、2割以上の乖離があった場合に特別の配慮する、という形になっている。現状では高齢者の医療に差がある地域間で保険者負担を、保険を運営する側での負担を均一化するという点で行われているので、あまり細かく単位をとって、その実績に合わせてするというのも、これも矛盾すると思います。従いまして、今現在とられているのがベストとは言いませんけれども、さらに色々な可能性はきっと制度設計上、策定すべきこととは思いますが、現行では今のやり方をしばらくは踏襲させていただきたいというふうに思っています。

○議長（土井哲男） ちょっと時間が経過しております。１０分経過しております。
ご了承ください

それでは、一般質問を終わります。

△日程第１９ 請願第１号「高齢者の命と健康を守るため、受療権を支える保険証の交付を求める請願」

○議長（土井哲男） 次に日程第１９ 請願第１号「高齢者の命と健康を守るため、受療権を支える保険証の交付を求める請願」を議題とします。

この請願は平成２１年第１回広域連合議会において、継続審議になったものです。
請願については中森議員からの説明を求めます。

中森議員。

◆４番（中森辰一議員） はい。４番。請願の紹介議員となっています立場から本請願について私のほうから説明をしたいと思います。先ほどまでの議論の中でも触れましたように７５歳を超える最も医療を受ける率が高く医療の必要度が高い年齢層が被保険者となっているのが本医療制度でございます。制度について見直し、廃止の議論がありますけれども、それとは別に現に医療保険制度として機能し、高齢者の命と健康を左右する本制度にあって医療の必要度が高い高齢者が仮にも保険証を失うことによって、命を守れない事態があってはならないとの、強い懸念から本請願は提出されたものであります。前の老人保健法の時には、医療を受けることを抑制することは直ちに生命や健康に係わりかねないとの、まさに高齢者の心身の特性の配慮から、国として国民健康保険料滞納による保険証の取り上げ、すなわち、資格証明書の発行の対象から外す措置がとられておりました。後期高齢者医療制度では何の説明もなく昨年４月１日から１年以上保険料を滞納すれば、資格証明書を発行することが基本となりました。制度が変わったからといって、高齢者の心身の特性が変わったというわけではありません。政府も広島県広域連合当局も機械的な発行はしない、と述べておられます。しかしながら、国民健康保険では、そのように述べてきておりましたけれども、資格証明書が大量に発行されてきたというのが、現状でありました。そうした中で全国のたくさんの命が失われ、この広島県でも保険証がないために、何人もの命が手遅れで失われていることが、３年前のＮＨＫの番組で明らかにされました。私や、私が一緒に取り組んできた人々や団体は資格証明書そのものをなくすべきだと考えております。しかし本請願はそういうことを求めているものではありません。請願事項の１では、保険料滞納者の生活状況を丁寧に把握する対応を徹底することと、現に医療が必要な人には資格証明書の発行をしないことを求めています。請願事項の２では、同じ対応を国全体の原則とするような旨の意見書の提出を求めています。私どもは

33 万人の高齢者の命に責任を持っております。33 万人の高齢者には、それぞれ、33 万人通りの生活の事情があります。災害などの突発的状況を留保条件にはしてありますけれども、みんな払うことになっているのだから、払わないのは悪いということが、原則になってしまいますと、どうしても資格証明書がたくさん出されることになってしまって、33 万人通りの生活の事情の中にはそのような留保条件や原則では、命を守れない場合が、あり得るのであります。その場合には財源問題と比較してはならない、何よりも重い命が失われてしまうことになりかねません。現に先ほど申しましたように国民健康保険ではたくさんの命が失われてしまいました。広島市ではNHKの全国放送でそのようにして市内で命が失われたことが放映されたことで、やっとこの重大性に気づいて、個々の生活の状況を把握しないうちは悪質と決めつけることはできない、個々の状況を把握した結果、明らかに悪質だとわかった場合のみ、資格証明書を出すという原則に改め、そうした努力の結果、一旦一人だけ、悪質が明確になったとして資格証明書を出しましたが、その後保険料を支払いましたので、資格証明書はなくなりました。県民の命をしっかりと守ろうとする責任を果たそうとするならば、そういった努力が、必要であります。そうした努力を後回しにして、いたずらに行政の効率性を求めれば、命をないがしろにする結果を招き責任多き行政の怠慢の謗りをまねがれません。くれぐれも考えるべきことは私たちは33万人の高齢者の命に責任を持っているということであり、これから対応の要綱を作るという答弁がありましたけれども、そういった点でこの請願を採択するということは大変重要であると考えております。議員の皆さんには真摯なご議論をいただきまして、採択されるようお願いを申し上げます。以上であります。

○議長（土井哲男） これより質疑に入ります。質疑がある方は、挙手をし、議席番号を教えてください。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ないものと認め、質疑を終結いたします。
ご討論願います。ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（土井哲男） ないものと認め、討論を終結いたします。
本件を採決いたします。
本件について、採択することに賛成の方はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（土井哲男） 起立少数。よって、本件は不採択となりました。
以上をもちまして、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

閉会に当たり広域連合長のあいさつがあります。

◎伊藤連合長（伊藤吉和） 大変お疲れ様でございました。第２回定例会の閉会に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、提案いたしました各議案につきまして、慎重にご審議の上、すべて提案どおりご議決を賜りました。厚くお礼申し上げます。

特に昨年度、２０年度決算ということでございますが、私もこの制度に係わって４年になるのですが、コンマ３％程度の幅により収支をみることができ安心しましたところでございます。しかし安心しましたところで制度の廃止ということの項目が出ているわけございまして、少々複雑な心境ではございますが、これも市町のご協力によるものということで、心から感謝しております。引き続き、本制度の円滑な制度運営につきまして、今後とも、努力いたしたいと思いますので、皆様の格別なるご支援、ご協力を賜りますよう改めてお願い申し上げまして、閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はご苦労様でした。

○議長（土井哲男） それから私からお礼申し上げます。ありがとうございました。

議員各位におかれましては、案件について、熱心にご審議いただきまして、無事閉会の運びとなりました。皆様のご協力に対し、心からお礼申し上げます次第であります。これをもちまして、本定例会を閉会いたします。

午後１７時２９分

閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

広島県後期高齢者医療広域連合議会議長 土井 哲男

広島県後期高齢者医療広域連合議会臨時議長 土井 哲男

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 浜本 洋児

広島県後期高齢者医療広域連合議会議員 中村 勤